

# いじめ事例別ワークシート

～すべては子どもの笑顔のために～

平成30年3月

三重県教育委員会

( 三重弁護士会作成協力 )

# 目次

I. はじめに	
・ いじめ事例別ワークシートの発行にあたって	… 1
・ いじめ事例別ワークシートの考え方・活用のしかた	… 2
II. 事例別ワークシート	
・ 導 入：「許されるいじめ」はあると思いますか？【小(低中高)・中・高】	… 6
・ 事例1：意図せずに相手を傷つけてしまうケース 【小(低中)・小(中高)・中・高】	… 8
・ 事例2：悪口やからかい・無視【小(低中)・小(中高)・中・高】	…16
・ 事例3：暴力行為を伴ういじめ【小(低中)・小(中高)・中・高】	…24
・ 事例4：インターネット上でのいじめ【小(高)中・高】	…32
・ 事例5：いじめを生まない、傍観者を作らない学級づくり 【小(中高)・小(高)中・高】	…36
・ 事例6：いじめにより学校を欠席するケース【小(中高)・中・高】	…42
III. 参考資料	
・ 三重県いじめ防止条例	…49
・ 三重県いじめ防止条例制定に関する子どもたちの声	…54
・ いじめのない学校づくりのために、自分たちでできることを考えてみませんか？ (高校生意見交流会「私たちの行動宣言」より)	…55
・ (相談窓口)リーフレット「一人で悩まず相談しよう」	…56

# I. はじめに

## いじめ事例別ワークシートの発行にあたって

近年、いじめや不登校といった生徒指導上の諸課題は複雑化、深刻化しており、児童生徒が健やかに成長していくために、支援の充実を図っていくことが求められています。

三重県においても「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月施行）に基づき、「三重県いじめ防止基本方針」（平成 26 年 1 月）が策定され、各市町教育委員会、学校、地域が一体となり、いじめの防止に取り組んでまいりました。いじめの問題の解決のためには、いじめの早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめの未然防止に取り組んでいくことが必要不可欠です。また、児童生徒が、「絶対にいじめは許されない」ことを理解し、いじめをなくすために自分たちに何ができるかについて考え、行動することが重要です。

今年度、本県が文部科学省よりいじめの防止等の対策のための「スクールロイヤーの活用に関する調査研究」委託を受けたことから、「いじめ対策・不登校支援等推進事業運営協議会」では、実効性のあるいじめの防止等の対策のために、法律の専門家である弁護士の方々の専門的知識・経験を活かし、いじめ事例別ワークシートを作成いたしました。三重弁護士会では、既に平成 28 年度より三重県内の小中学校を対象に、いじめの防止のための授業を実施されており、本協議会でワークシートを作成するにあたって、法的な視点だけでなく、児童生徒の感性や道徳観にいかに関わりかけるかという視点からご提案をいただきました。また学校現場で日々児童生徒と関わっておられる先生方や各市町の教育委員会の方からは、現在の児童生徒の実態をふまえ、教材としての教育的価値や、現場での活用のしやすさについても様々なご意見をいただき、協議会で議論を深め、検討を重ねてまいりました。

ワークシートについて検討する中、弁護士の方によるいじめの防止のための授業を参観させていただきましたが、「なぜいじめは絶対に許されないのか」「許されるいじめはあるのだろうか」という問いを児童に投げかけ、加害者、被害者双方の視点から考えさせることによって、児童自身が自らを振り返りながら理解を深めていく姿が印象的でした。

そのような過程を経て完成したワークシートを、ぜひ各学校でのいじめの防止のための授業に活用していただければ幸いです。

日々の教育実践の積み重ねが、子どもたちの笑顔に、未来への希望につながることを祈念しております。

平成 30 年 3 月

平成 29 年度いじめ対策・不登校支援等推進事業運営協議会  
(スクールロイヤーの活用に関する調査研究)

- 事例：①事例1～6まで校種別に20の事例を記載しています。
- ②事例については、児童生徒がいじめの問題について理解を深められるよう、状況によってはいじめに該当するか判断が難しい事例も提示しています。
- ③児童生徒用の事例に示していない背景については、児童生徒が考え話し合う中で議論が深められるよう、教員用指導資料を参考に児童生徒に示します。

### 【児童生徒用ワークシートの考え方】

#### 《目的》

- ①児童生徒がいじめの問題について考え、グループで話し合っ互いの考えを分かち合うなどを通じ、いじめの問題に対する一人ひとりの理解を深め、いじめを生まない学級集団をつくる。
- ②事例に対し「いじめに発展しないよう、自分ならどうするか」を考えたり、信頼できる大人への相談など具体的な方法をグループで話し合うことで、いじめの防止に向けて主体的に考え、行動できる力を育む。
- ③弁護士による人権的な視点や法的な観点からの助言を盛り込むことで、いじめの問題に対する人権的・法的な理解を深める。

#### 《学習の進め方》

- ①事例を提示し、その内容について理解させる。
- ②設問にしたがって、登場人物の行動を確認したり、心情を自分にあてはめて考えさせる。
- ③グループでの話し合いについては、クラスの状態を踏まえつつ、グループ全員で話し合う観点や、グループ内の意見の多様性を保障する観点から、4～6人のグループを編成することが望ましい。
- ④グループでの話し合いの後、話し合いの中で得られた気づきを記述させる。
- ⑤授業の最後に、教員からのまとめとして、「いじめは絶対に許されないこと」「いじめを生まない学級づくりには、児童生徒一人ひとりが考え、行動することが大切」であることを伝える。

#### 《留意点》

- ①児童生徒一人ひとりの考えや、グループでの話し合いが深まるよう、教員用指導資料に示した設問番号を参考に、事例の背景や弁護士からの助言を示す。
- ②児童生徒が考える場面では、考え方やできることが一人ひとり異なることを踏まえ、「自分ならどう考えるか、実際に何が出来るか」を考えさせるとともに、行動を阻むものは何か、どうしたら行動できるのかもあわせて考えさせる。
- ③グループでの話し合いについては、グループで一定の結論を出すのではなく、異なる考えを出し合う中で、児童生徒一人ひとりが自分の考えを振り返り、気づきを得ることを目的とする。このため、他の児童生徒の考えを否定することのないよう指導する。

## 事例〇—〇（教員用）

学校の種別を表示

※該当校種・学年を白抜き文字で示しています。

※あくまでも例示であり、他の校種でも同様の事例が想定されます。



	小			
低	中	高	中	高

### 【事例の背景】

- ①児童生徒用ワークシートに記述していない、事例の背景を記述しています。
- ②記述されている事例の背景は、児童生徒が考え話し合う中で議論が深められるよう、記載の設問番号を参考に児童生徒に示します。

### 【指導上の留意点】

- ①個別の事例に応じた指導上の留意点として、児童生徒に理解させたいこと、考えさせたいこと、気づかせたいことを記述しています。
- ②記載の設問番号を参考に、児童生徒に確認や助言を行います。
- ③下線部分は、授業の中で特に児童生徒に理解させたいこと、考えさせたいこと、気づかせたいことを示しています。

### 【クラスでの話し合い】

- ①個別の事例に応じて、話し合いの際の留意点やポイントを記述しています。
- ②記載の設問番号を参考に、グループでの話し合いの際、児童生徒に確認や助言を行います。
- ③グループで結論を出すことを目的とせず、クラスの友だちの意見を聞いて気づいたことをもとに、自分の意見を振り返って考えるよう指導します。

### 【弁護士の視点】

#### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

- ①事例に対する弁護士の専門的な視点や、弁護士が行ういじめの防止のための授業での説明などをもとに、【弁護士の視点】には教員への助言を、【弁護士からのワンポイントアドバイス】には児童生徒への助言を記述しています。
- ②児童生徒の話し合いの深まり等、授業の展開や状況に応じ、適宜紹介するなどして活用します。

### 【関係法令や事例に基づくトピックス】



- ①個別の事例に関連した関係法令やトピックス、教育に関する知見等を記述しています。
- ②児童生徒の話し合いの深まり等、授業の展開や状況に応じ、適宜紹介するなどして活用します。



## Ⅱ. 事例別ワークシート

ここに記載されている事例については、さまざまな事例をもとに、県教育委員会において一般化した例示であり、特定の事例ではありません。

ゆる おも  
「許されるいじめ」はあると思いますか？

(1) あなたは、ゆる おも「許されるいじめ」はあると思いますか。

(2) もしもゆる おも「許されるいじめ」があるとしたら、それはどんな場合だと思えますか。

(3) (2) のような場合には、ゆる おもいじめが許されると思えるのはなぜですか。

(4) (2) のような場合や、(3) のような理由があれば、たとえ自分や、ゆる おも仲の良い友だちがいじめられても、しかたないと思えますか。

## 導入（教員用）

# 「許されるいじめ」はあると思いますか？

小 中 高  
低 中 高

### 【弁護士の視点】

「許されるいじめ」はないことを学ばせる。

### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

「許されるいじめ」はありません。

みなさんの中には、いじめをしている人や、他人に迷惑をかけている人に対するいじめは許される場合があるのではないかと考える人もいるかもしれません。

しかし、いじめをしている人や、他人に迷惑をかけている人が問題であると考えるのであれば、いじめによって解決しようとするのではなく、先生に相談する、みんなで話し合うなど、他に解決する手段があるはずです。いじめが許される理由にはなりません。

もし、いじめをしている人に対するいじめが許されるのであれば、いつまでたってもいじめはなくなりません。また、誰にでも、他人に迷惑をかけてしまうことはあるでしょう。そのようなときに、あなたは自分がいじめられても仕方がないと考えますか。

### 【関係法令や事例に基づくトピックス】



いじめ防止対策推進法第1条には、いじめについて「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」と記述されています。

「いじめはいけない」と理解していながら、一方で、多くの児童生徒が加害被害が入れ替わる中で、いじめを経験している現状があります。

いじめは重大な人権侵害に当たるとともに、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されない行為です。また、過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なことから予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。

児童生徒にはこれらの点を踏まえ、どのような事情があっても許されるいじめはないことを理解させることが大切です。

《いじめの定義：いじめ防止対策推進法第2条より》

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

出典：「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月）、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月最終改定 文部科学省）に基づき作成

## 事例 1 - 1

AさんとBさんはとなりのせきで、いつも休み時間に話したり、あそんだりしています。Aさんは、いつもBさんのふでばこからだまってえんぴつをかります。Bさんは、Aさんには何も言いませんがころの中では、いつも「いやだな。」と思っています。

(1) もしあなたが、だまってえんぴつをもっていかれたら、どんな気持ちになると思いますか。

(2) あなたがAさんなら、Bさんからえんぴつをかりるとき、どうしますか。

(3) Aさんは、どうしてだまってえんぴつをかりてしまうのでしょうか。あなたの考えを書いてください。

(4) ①あなたがBさんなら、Aさんがだまってえんぴつをかりていくのをやめてもらうために、どんなことをしますか。あなたの考えと、そう考えるりゆうを書いてください。書いたら、グループで話し合ってクラスの友だちのいけんを聞いてみましょう。

(あなたがBさんなら、どんなことをするか)

(りゆう)

(クラスの友だちのいけん)

②クラスの友だちのいけんを聞いて気づいたことや、自分のいけんがかわったところがあれば書いてください。



## 事例 1 - 2

同じクラスの5人は、休み時間になると相手の肩にパンチをし合って遊んでいます。その中で、いつもAさんが、他の友だちからパンチをされる役になっています。Aさんも他の友だちも楽しそうに笑いながら休み時間をすごしています。

(1) 「Aさんも他の友だちも楽しそうに笑いながら」とありますが、Aさんは、どんな気持ちでこの遊びをしていると思いますか。あなたの考えと、その理由を書いてください。

(Aさんは、どんな気持ちでこの遊びをしているか)

(理由)

(2) ①事例を読んで、あなたが「おかしい」と思うところがあれば書いてください。書いたら、グループで話し合っけてクラスの友だちの意見を聞いてみましょう。

(あなたの意見)

(クラスの友だちの意見)

②クラスの友だちの意見を聞いて気づいたことや、自分の意見が変わったところがあれば書いてください。

(3) あなたがクラスの友だちとして事例の場面を見たとしたら、Aさんのためにどんなことができると思いますか。あなたの考えと、そう考える理由を書いてください。

(あなたなら、どんなことができるか)

(理由)

## 事例 1 - 2 (教員用)

### 意図せずに相手を傷つけてしまうケース

	小		中		高
低	中	高			

#### 【事例の背景】

- ① Aさんと他の4人は、仲の良い友だちで、休日と一緒に遊んだりしています。【(1)】  
② Aさんは、休み時間に5人で遊ぶのは楽しいのですが、時々違うことで遊びたいと思う時があります。

【(1)】

#### 【指導上の留意点】

- ①パンチし合うこと自体がすべきでないこと、Aさんばかりがパンチをされることはおかしいことを理解させる。【(2) ①】  
②他の4人に悪意がなかったとしても、行っている行為は、見過ごすことのできないものであることを理解させる。【(2) ①】  
③いじめの防止のためには、周囲の気づきが大切であることを理解させ【(2) ①】、クラスの友だちとして傍観者になるのではなく、具体的に何ができるかを考えさせる。【(3)】

#### 【クラスでの話し合い】【(2) ①②】

- ① いじめの被害にあっている子が、人間関係を壊さないためや、自尊心から、辛い表情を見せず、時には笑顔を作る場合もあることを理解させる。  
② Aさんの言動ではなく、Aさんへの行為を見て判断することが必要であることに気づかせる。  
③ クラスの友だちの意見をしっかり聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

#### 【弁護士の視点】

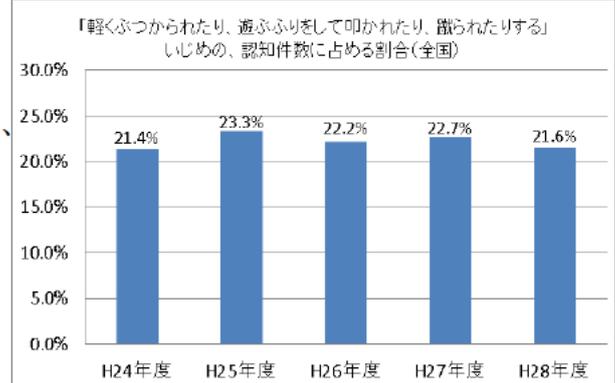
いじめられる側の視点に立って考えることが大切であることを理解させる。

#### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

いじめかどうかの判断にあたっては、行為を受けている相手が苦痛を感じているかが重要です。たとえ遊びの中であっても、暴力を受けた相手がどのような気持ちになるかを考えてみましょう。

#### 【関係法令や事例に基づくトピックス】

 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、いじめの態様として「軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたりする」は「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」に次いで、2番目に多い結果となっています。経年(右図)で見ると、例年、認知件数の約20%を占めており、注意が必要です。



出典：平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づき作成

### 事例 1 - 3

Aさん、Bさん、Cさんは、いつもいっしょにいます。Aさんは、Bさんから借りたゲームソフトのケースを割ってしまいましたが、そのことを伝えることなく、Bさんにゲームソフトを返してしまいました。BさんはそのことをCさんに相談し、その後、Aさんは、BさんとCさんから声をかけられなくなりました。

(1) Aさんは、なぜケースを割ってしまったことを言わないまま、Bさんにゲームソフトを返してしまったのでしょうか。理由を考えて書いてください。

(2) あなたがBさんなら、Aさんからケースの割れたゲームソフトを返された時、どう思いますか。

(3) Bさん、Cさんの行動は、Aさんに対するいじめだと思いませんか。あなたの考えと、そう考える理由を書いてください。

この事例は ( いじめである ・ いじめではない ・ わからない )

(理由)

(4) ①あなたがCさんだったら、どのように行動したと思いますか。あなたの考えと、そう考える理由を書いてください。書いたら、グループで話し合っ、て、クラスの友だちの意見を聞いてみましょう。

(あなたなら、どんな行動をするか)

(理由)

(クラスの友だちの意見)

②クラスの友だちの意見を聞いて気づいたことや、自分の意見が変わったところがあれば書いてください。

## 事例 1 - 3 (教員用)

### 意図せずに相手を傷つけてしまうケース

小			中	高
低	中	高		

#### 【事例の背景】

- ① Aさんは、Bさんにゲームを返す時、ケースが割れてしまったことを伝えようと思いましたが、言いそびれてしまいました。【(1)】
- ② Bさんは、割れたケースを黙って返されたことに腹を立ててCさんに相談し、2人でAさんを無視することになりました。【(2)】

#### 【指導上の留意点】

- ① 伝えにくいことも、きちんと伝えて状況に応じ謝罪等を行うことがトラブルを最小限にすることに気づかせる。【(1)】
- ② いじめであるかどうかの結論だけを考えるのではなく、理由をしっかりと考えるよう指導する。【(3)】
- ③ Cさんが、AさんとBさんのトラブルを解決に導ける重要人物であり、CさんがBさんに同調してしまったことで、AさんとBさんのトラブルが、いじめに発展したことを理解させる。【(4) ①】

#### 【クラスでの話し合い】【(4) ①②】

- ① 直接の当事者ではないCさんの行動が、本事例におけるAさんとBさんのトラブルの解決に重要な役割を果たすことに気づかせる。
- ② Aさん、Bさんが、ケースが割れていたことを直接話し合わずにトラブルになっていることも課題であることに気づかせる。
- ③ クラスの友だちの意見をしっかりと聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

#### 【弁護士の視点】

表面的なトラブルだけに目を向けるのではなく、トラブルとなった原因を探るべきである。また、誰が悪いのかを追及するのではなく、どのような解決方法があったのかを検討させる。

#### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

いじめはどんな場合でも許されません。いじめかどうかの判断に迷うような場合であっても、いじめの種になることがあります。学校生活では、気に入らないことや腹を立てることがたくさんありますが、それは集団行動をしている場合には起きてしまうことです。解決方法はたくさんありますが、その解決方法として、いじめという手段を選択するのでは、トラブルはいつまでたっても解消されることはありませんし、そもそもいじめは許されるものではありません。どのような解決方法があるのかを考えてみましょう。

#### 【関係法令や事例に基づくトピックス】

 児童生徒がよりよい人間関係を築くための、自己尊重の自己表現を身につける方法の1つとして、「アサーショントレーニング」があります。

アサーショントレーニングは「主張訓練」と訳され、対人場面で自分の伝えたいことをしっかりと伝えるためのトレーニングです。「断る」「要求する」といった葛藤場面での自己表現や、「ほめる」「感謝する」「うれしい気持ちを表す」「援助を申し出る」といった他者とのかかわりをより円滑にする社会的行動の獲得を目指します。

このような方法も活用し、児童生徒が互いを尊重しながら、自分の伝えたいことをきちんと伝えられるようにすることが大切です。

出典：「生徒指導提要」（平成22年3月 文部科学省）に基づき作成

## 事例 1 - 4

A : 「これBさんの顔だよ。」 (と黒板に描きました。)

B : 「え！？似てないよ (笑)。」

C : 「似てる、似てる！ (笑)」

A : 「でしょ？じゃあこうやって (と描き足す)。」

B : 「え・・・」

C : 「おもしろい！いいじゃん、Aさんうまいね (笑)。」

(1) Bさんは、描かれた絵をどう思っているでしょうか。また、「え・・・」というBさんの言葉に、あなたはBさんのどんな気持ちを感じるか、書いてください。

(Bさんは描かれた絵をどう思っているか)

(「え・・・」という言葉を感じるBさんの気持ち)

(2) (1) で考えたBさんの気持ちをふまえ、Aさん、Cさんの行動を見て、あなたが残念に思うことや、その理由を書いてください。

登場人物	あなたが残念に思うことやその理由
Aさん	
Cさん	

(3) ①あなたがクラスメイトとして、この後、Aさん、Cさんに声をかけるとしたら、どんな言葉をかけますか。あなたの考えと、そう考える理由を書いてください。書いたら、グループで話し合っ、クラスメイトの意見を聞いてみましょう。

(どんな言葉をかけるか)

(理由)

(クラスメイトの意見)

②クラスメイトの意見を聞いて気づいたことや、自分の意見が変わったところがあれば書いてください。

## 事例 1-4 (教員用)

### 意図せずに相手を傷つけてしまうケース

小			中	高
低	中	高		

#### 【事例の背景】

- ① Aさんが最初に描いた似顔絵は、Bさんの顔の特徴が強調されていて、Bさんはあまり良い気持ちがしませんでした。【(1)】
- ② Aさんがさらに似顔絵を描き足した時、Bさんはいやな気持ちになりましたが、AさんとCさんはBさんの気持ちに全く気づいていないようでした。【(1)】
- ③ Aさん、Bさん、Cさんは仲の良い友だちで、休み時間もよく一緒に過ごしています。【(3) ①】

#### 【指導上の留意点】

- ① Aさん、Cさんに悪意がなくても、ふざけ合いの中で身体上のことを取り上げられたことで、Bさんが傷ついている可能性があることに気づかせる。【(1)】
- ② 嫌な気持ちになっても、その後の人間関係などを考えて、その気持ちを言葉にしない場合もあることを理解させる。【(1)】
- ③ いじめの多くは、日常の何気ないふざけ合いなどから発展していくことを理解させる。【(2)】

#### 【クラスでの話し合い】【(3) ①②】

- ① Aさん、Cさんに、Bさんの気持ちを気づかせることが必要であることを理解させる。
- ② Aさんの行為がBさんを不快にさせていることに加え、Cさんの言葉で、Aさんの行為がエスカレートしたことを踏まえて、どのように声をかければ良いか考えさせる。
- ③ クラスメイトの意見をしっかり聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

#### 【弁護士の視点】

「いじめ」と「からかい」の区別が難しいときがあること、何気ないことが「いじめ」の種になること、特に、通常の会話であっても身体的な特徴を話題とすることは、取扱いに高い注意が求められることを学ばせる。

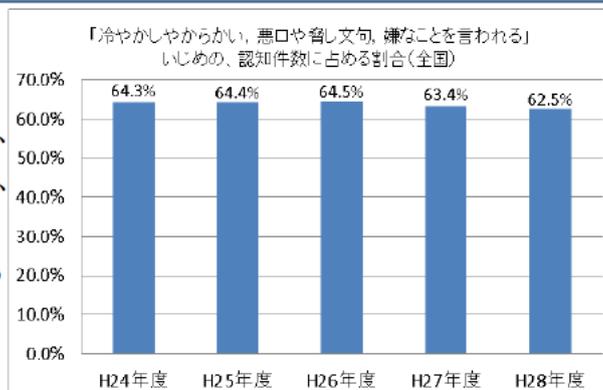
#### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

「からかい」や何気ないことが「いじめ」につながる場合があります。また、身体的特徴は、仲が良いとしても、当人にとって触れられたくない悩みであることが多いです。悪気がなければ話題にすることに問題はないのか、よく考えてみましょう。

#### 【関係法令や事例に基づくトピックス】

 平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、いじめの態様として「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い結果となっています。

経年(右図)で見ると、例年、認知件数の 60%以上を占めており、軽い気持ちであっても相手を傷つけるような言動には注意が必要です。



出典：平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づき作成

## 事例 2-1

Aさんは、友だちの足をふんでしまっても、ふでばこをおとしてしまっても、あやまりません。だから、みんなから「あやまれ!」「ひどい!」といわれます。AさんとなかよしのBさんも、さいきん、いっしょにいてくれず、とうとう、Aさんは、教室でひとりになってしまいました。

(1) Aさんはなぜ、あやまらないのだと思いますか。あなたの考えを書いてください。

(2) Bさんは、どうしてAさんといっしょにいてくれなくなったのだと思いますか。あなたの考えを書いてください。

(3) ①みんなは、Aさんのどういうところにおこっているのでしょうか。あなたの考えを書いてください。

②あなたがクラスの友だちなら、Aさんにどんなことばをかけますか。あなたの考えと、そう考えるりゅうを書いてください。書いたら、グループで話し合っ、て、クラスの友だちのいけんを聞いてみましょう。

(あなたがクラスの友だちなら、Aさんにどんなことばをかけるか)

(りゅう)

(クラスの友だちのいけん)

③クラスの友だちのいけんを聞いて気づいたことや、自分のいけんがかわったところがあれば書いてください。

## 事例2-1 (教員用)

### 悪口やかからかい・無視

小	中	高
低	中	高

#### 【事例の背景】

- ① Aさんは、わざと足を踏んだり筆箱を落としているのではなく、「偶然」と思っているので、謝る必要がないと思っていました。【(1)】
- ② みんながAさんに怒っているので、BさんもAさんと一緒に居づらくなってしまいました。Aさんは、1人になってしまったことをとても悲しく思っています。【(2)】
- ③ Aさんは、みんなに怒られてびっくりしてしまい、「みんなにひどいことを言われた」と思っています。一方でみんなが怒っている理由が自分の行動にあるとは気づいていません。【(3) ②】

#### 【指導上の留意点】

- ① みんながAさんを見捨てているので、BさんもAさんと居づらくなってしまっていることについて考えさせる。【(2)】
- ② 不満を持って相手に詰め寄ったり無視しても、解決にはつながらず、相手に理解してもらうことが解決への第一歩であることを理解させる。【(3) ②】
- ③ 相手に理解してもらうためには、自分自身が相手を理解しようとする態度も大切であることに気づかせる。【(3) ②】

#### 【クラスでの話し合い】【(3) ②③】

- ① 親や先生など、周りの大人に相談するなどの方法が他にあることを理解させる。
- ② Aさんに、どう伝えれば良かったのかを考えさせる。また、無視はいけないことを理解させる。
- ③ クラスの友だちの意見をしっかり聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

#### 【弁護士の視点】

いろんなことが原因で自分の非を認めることができない人に対して、集団で圧力をかけるのではなく、お互いの言い分に耳を傾け、個性を尊重しながら、仲間として一緒にやっていくことを学ばせる。

#### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

わざとではなくても、うっかり相手の足を踏んだり、相手の物を落としたりすれば、謝る必要があります。また、ミスをした相手を集団で責め立てることは、相手を追い詰めることになります。

お互いに言い分があるのであれば、お互いが相手の言い分を聞き、冷静に話し合うことが重要です。

#### 【関係法令や事例に基づくトピックス】



学校やクラスなど、児童生徒の集団でいじめが起こった際、周囲の児童生徒がいじめに同調してしまうことがあります。

集団においては、少数意見を持つ人に対し、周囲の多くの人と同じように考え行動するよう、暗黙のうちに強制する「同調圧力」が作用することがあるため、いじめに同調したくないと思っている児童生徒であっても、自分の身を守ることに専念し、傍観者となってしまう場合があります。このような場合には、一人ひとりの児童生徒の行動の背景を理解し、児童生徒が適切に対応法を見出し実行できるよう支援することが大切です。

出典：子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ（第1次）参考資料「いじめ対策Q&A」

（平成19年2月 文部科学省）に基づき作成

## 事例 2 - 2

Aさん、Bさん、Cさん、Dさんは仲良しグループです。ある日、AさんとBさんが同じ色の新しい筆箱を持ってきました。でも、クラスの友だちは、Aさんにだけ「かわいい筆箱!」「いいね!」と言ってくれました。それをだまって聞いていたBさん、Cさん、Dさんは、次の日から、Aさんをさけるようになりました。

(1) どうしてクラスの友だちはAさんにだけ「かわいい筆箱!」「いいね!」と言ったのだと思いますか。

--

(2) あなたがBさんなら、クラスの友だちがAさんの筆箱だけをほめているとき、どんな気持ちになりますか。

登場人物	気 持 ち
Bさん	

(3) Bさんは、クラスの友だちやAさんに、どうしてほしかったのだと思いますか。

(クラスの友だち)
(Aさん)

(4) ①あなたがCさんやDさんだったとしたら、今後も4人で仲良くすごしていくために、その場でどう行動したと思いますか。あなたの考えと、そう考える理由を書いてください。書いたら、グループで話し合っ、て、クラスの友だちの意見を聞いてみましょう。

(あなたがCさんやDさんだったとしたら、その場でどう行動したか)
(理由)
(クラスの友だちの意見)

②クラスの友だちの意見を聞いて気づいたことや、自分の意見が変わったところがあれば書いてください。

--

## 事例2-2 (教員用) 悪口やかからかい・無視

	小			
低	中	高	中	高

### 【事例の背景】

- ①クラスの友だちは、Aさんの筆箱のデザインに注目していて、Bさんも新しい筆箱を持っていることに気づきませんでした。【(1)】
- ②Bさんは、Aさんがクラスの友だちに筆箱をほめられている時、「Bさんも新しい筆箱だよ」と一言も言わなかったことに腹を立てています。【(3)】
- ③Bさん、Cさん、Dさんもクラスの友だちに「実はBさんも新しい筆箱で…」とは言っていません。【(4) ①】

### 【指導上の留意点】

- ①クラスの友だちに気づいてもらえなかったBさんの寂しさは理解して受け止め、Bさんの本当の不満はAさんがほめられたことではなく、クラスの友だちに認められなかったことにあることに気づかせる。【(3)】
- ②Cさん、Dさんは、Aさんとも仲の良い友だちであり、AさんとBさんがともに認められるために、その時、何かできることはなかったのかを考えさせる。【(4) ①】

### 【クラスでの話し合い】【(4) ①②】

- ①直接の当事者ではないCさん、Dさんの行動が、本事例でAさんへの無視を未然に防止できる重要な役割を果たすことに気づかせる。
- ②Cさん、Dさんには、その場でクラスの友だち、Aさん、Bさんへの働きかけが、それぞれできたことに気づかせることで、いじめの未然防止のためにできることがたくさんあることを理解させる。
- ③クラスの友だちの意見をしっかり聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

### 【弁護士の視点】

相手に対して不満に思うことがあっても、いじめをしたり、それに同調したりするのは許されないことを理解させる。いじめを生じさせないためには、日ごろのコミュニケーションが重要であることを理解させる。

### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

相手に対して不満に思うことがあったとしても、いじめが許される理由にはなりません。友だちがいじめを受けたり寂しい思いをしたりしている場合には、友だちを助けてあげる方向で行動してみましょう。

### 【関係法令や事例に基づくトピックス】

 いじめの問題を解決するためには、いじめの背景にあるいじめる側の心理を読みとることも重要です。不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくありません。対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から児童生徒の生活をみることでいじめの未然防止にもつながります。いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられます。

出典：「生徒指導提要」（平成22年3月 文部科学省）に基づき作成



## 事例2-3 (教員用)

### 悪口やかからかい・無視

小			中	高
低	中	高		

#### 【事例の背景】

- ① Bさんは元々勉強で引け目を感じていたAさんにきつく言われたことが悲しく、Cさん、Dさんと一緒にAさんを見下すようになり、Aさんを見下すようになりました。【(2)】
- ② Aさんはいつも親切にBさんに勉強を教えており、今まできつく言ったことはありません。【(3) ①】
- ③ Aさんは、事実と異なる噂を流されたこともショックでしたが、Bさんが自分を無視するようになったことをとても悲しく思っていて、Bさんへの言葉を反省しています。【(3) ①】

#### 【指導上の留意点】

- ① 誤解に基づいてAさんを攻撃するCさん、Dさんの行動について考えさせる。【(1)】
- ② 仲の良かったBさんが、Cさん、Dさんと一緒にAさんを見下すようになった心情を考えさせる。【(2)】
- ③ Aさんの発言は、Bさんを傷つけた可能性があり、いじめに該当する可能性があることに注意する。  
【(3) ①】

#### 【クラスでの話し合い】【(3) ①②】

- ① Aさんの発言については、Bさんを傷つけた可能性があることをふまえて、Bさんの行動や心情を考えて判断させる。
- ② 「無視だからいじめ」と単純化するのではなく、Bさんと、Cさん、Dさんそれぞれの心情を考えて判断させる。
- ③ いじめであるかどうかの結論だけを話し合うのではなく、理由をしっかりと話し合うよう指導する。
- ④ クラスの友だちの意見をしっかりと聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

#### 【弁護士の視点】

第三者が、当事者のやり取りを誤解して問題が起きる可能性があること、どこにでもいじめの種があることを学ばせる。

#### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

強い結びつきだからこそ大きな問題になることがあります。親友だから大丈夫というのではなく、親友だからこそ相手のことを思いやって、自分の行動を冷静になって見てみましょう。たとえ親友であっても、何気ない一言が相手を不快にして、いじめに発展することがあります。

また、第三者から見ると、人間関係が分かりにくく、そのために誤解が生じてトラブルとなり、いじめに発展することがあります。クラスの間人間関係で何か違うと感じたときは、積極的に声をかけてコミュニケーションをとっていきましょう。

#### 【関係法令や事例に基づくトピックス】

 いじめについては、例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたけれども、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、いじめ防止対策推進法第2条第1項に示された定義に該当します。

ただし、いじめに該当する場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らず、先述のような場合には、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。なお、その場合にも、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要です。

出典：「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月最終改定 文部科学省）

## 事例 2 - 4

Aさんは、待ち合わせをするといつも10分遅れてきます。仲良しグループでコンサートに行く時、Aさんが10分遅れたので予定の電車に乗れず、会場への到着が開演ぎりぎりとなってしまいました。度重なる遅刻にさすがに仲良しのBさん、Cさんも、腹を立て、Aさんへの不満をクラスの子たちに聞いてもらったところ、そのことをきっかけに、Aさんは、クラスの子たちから冷たく当たられるようになりました。さらにBさん、Cさんは、Aさんを遊びに誘わなくなり、Aさんを見捨てるようになりました。

(1) Aさん、Bさん、Cさん、クラスの子たちの行動を見て、あなたが残念に思うことを書いてください。

登場人物	あなたが残念に思うこと
Aさん	
Bさん Cさん	
クラスの 子たち	

(2) あなたがBさんやCさんなら、クラスの子たちにAさんへの不満を話す前にどのような行動ができると思いますか。あなたの考えを書いてください。

(3) ①Aさんと、Bさん、Cさんが今後も仲良く出かけられるためのルールとして、例えば次のルールを作るとしたらどう思いますか。改善した方が良いと思う点があれば、理由とともに書いてください。書いたら、グループで話し合っ、クラスメイトの意見を聞いてみましょう。

ルール: Aさんは、Bさん、Cさんと待ち合わせするときは必ず10分前に待ち合わせ場所に到着し、Bさん、Cさんに到着の連絡をしないとイケない。待ち合わせ10分前に連絡のない時は、Bさん、Cさんだけで出かけることにする。

(改善した方が良いと思う点)

(理由)

(クラスメイトの意見)

②クラスメイトの意見を聞いて気づいたことや、自分の意見が変わったところがあれば書いてください。

## 事例 2-4 (教員用)

### 悪口やからかい・無視

小			中	高
低	中	高		

#### 【事例の背景】

- ① Aさんは、待ち合わせ時間に遅れることはいつも謝りますが、結局イベント等にはギリギリ間に合うので、内心では遅刻をそれほど気にしておらず、同じことを繰り返しています。【(1)】
- ② Bさん、Cさんはコンサートの件では腹を立てましたが、間に合った後は仲良く過ごしたので、Aさんには改めて不満などは伝えていません。【(2)】

#### 【指導上の留意点】

- ① 無視が許されないことはもちろん、クラスの子たちのように、一方の話だけを聞いて判断することは間違っていることを理解させる。【(1)】
- ② 誰もAさんに不満や要望を伝えないまま、不満を募らせて無視が始まったことに気づかせる。【(2)】
- ③ Bさん、Cさんのように第三者に一方的に話してしまう前に、相手に対し、自分の気持ちをきちんと話し、3人でルールを作るなど具体的に解決手段を考えることが重要であることに気づかせる。【(3) ①】

#### 【クラスでの話し合い】【(3) ①②】

- ① 例示のルールはAさんだけが早く来ることや、事前連絡しないと一緒に外出できないことなど、課題があることに気づかせる。
- ② 電車に乗り遅れないよう3人の待ち合わせ時間を10分早めに設定する、待ち合わせ場所を現地付近にするなど、ルール設定の仕方により、3人が仲良く過ごす手助けになり得ることを理解させる。
- ③ クラスメイトの意見をしっかり聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

#### 【弁護士の視点】

不満、要望や思っていることを相手に伝え、一緒に問題を解決するためのルール作りについて学ばせる。

#### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

普段何気なくやっつけてしまっていることは、本人にとっては気づきにくいものです。相手に対して不満や要望、思っていることがあるのであれば、直接相手に伝えて、一緒に問題を解決するためのルールを作ることも大切です。

また、問題を解決するためのルール自体が、不平等となったり不利益を与えたりするものとなって、新たな「いじめ」の種にならないように、平等かつ適切な内容でみんなが納得できるものにする必要があります。

#### 【関係法令や事例に基づくトピックス】



法教育として実施される教育内容の一つに「ルールづくり」があります。

「ルールづくり」の特徴は、児童生徒が身近に感じられるトラブルに対して、そのトラブルを解決するためのルールづくりを体験的に行わせる点にあります。

提示されたトラブルに対し、ルールを作成していく過程では、児童生徒がそれぞれ合理的な意見を持って、相互に話し合っ形成された合意に基づいて、トラブルを解決していくことが必要になります。こうした体験的な学習は、合理的意思決定や合意形成、そして建設的な批判能力の育成にもつながると考えられ、いじめ防止のための学習にも効果的です。

出典：主権者教育のための成人用参加型学習教材「法教育の視点から ルールづくり」（平成24年度 総務省）に基づき作成

### 事例 3-1

Aさんが友だちのBさんにかしたけしゴムを、Bさんがなかなかかえしてくれないので、Aさんは、ときどきBさんをたたくようになってしまいました。

やがて、Bさんは、Aさんとあそばないようになりました。

- (1) ①Aさんが、Bさんをたたくことで、「けしゴムをかえしてほしい」というきもちがつつわっていると思いますか。また、たたかれたBさんは、どんな気もちだったと思いますか。

(「けしゴムをかえしてほしい」というきもちがつつわっているか)

(Bさんのきもち)

- ②あなたがAさんなら、Bさんにけしゴムをかえしてもらうために、どうしますか。あなたの考えと、そう考えるりゆうを書いてください。

(けしゴムをかえしてもらうためにどうするか)

(そう考えるりゆう)

- (2) ①友だちに自分の気もちがなかなかつたわらないとき、あなたはどのようにしますか。あなたの考えを書いてください。書いたら、グループで話し合っけてクラスの友だちのいけんを聞いてみましょう。

(友だちがきちんと聞いてくれない時、できること)

(いちど言っても気もちがつつたわらないとき、できること)

(クラスの友だちのいけん)

- ②クラスの友だちのいけんを聞いて気づいたことや、自分のいけんがかわったところがあれば書いてください。

## 事例3-1 (教員用) 暴力行為を伴ういじめ

小	中	高
低	中	高

### 【事例の背景】

- ①「けしゴムをかえしてほしい」という気持ちを言葉にできず、AさんはBさんを叩くようになってしまいましたが、BさんにはAさんの気持ちは伝わっておらず、叩かれることを苦痛に思っています。【(1) ①】
- ②BさんがAさんとあそばなくなってしまったことを、Aさんは悲しく思っていますが、Aさんは、その理由が「Bさんを叩くようになってしまったから」とは気がついていません。【(1) ②】

### 【指導上の留意点】

- ①「叩く」という行為が、自分の気持ちを相手に伝えられないばかりか、相手を遠ざける結果になっていることに気づかせる。【(1) ①】
- ②自分の気持ちを、きちんと言葉で伝えることの大切さを理解させる。【(1) ②】
- ③自分の気持ちが言葉でなかなか伝わらない時があったとしても、暴力では何も解決しないことを理解させる。【(2) ①】

### 【クラスでの話し合い】【(2) ①②】

- ①自分の気持ちがうまく伝えられない、伝わらない時があることを踏まえて、そのときにどうすれば良いのかを考えさせる。
- ②伝わらない時には、何度も伝える、クラスの友だちや、親や先生など周りの大人に相談するなどの解決方法があることに気づかせる。
- ③クラスの友だちの意見をしっかり聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

### 【弁護士の視点】

自分の思いを相手に伝える手段を学ばせる。自分の行為を相手がどのように捉えるかを相手の立場に立って考える力を身につけさせる。また、暴力は決して許されないことを学ばせる。

### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

誰かに何かを伝えたいときには、言葉にしなければ伝わりません。また、言葉にしても、うまく伝わらないことがあります。どのように伝えれば、自分の気持ちが相手に伝わるかを考えてみましょう。自分だけでは伝えられないときには、まわりの人の助けを借りましょう。

また、相手を叩くといった暴力は、どのような理由があっても許されません。

### 【関係法令や事例に基づくトピックス】



児童生徒がいじめに向かわない態度・能力の育成のための取組として、「ソーシャル・スキルトレーニング」があります。

これは、「人間関係についての基本的な知識」「相手の表情などから隠された意図や感情を読み取る方法」「自分の意思を状況や雰囲気に合わせて相手に伝えること」などについて、説明を行うとともに、児童生徒によるロールプレイング（役割演技）を通じて、グループの間に練習を行う取組です。

このような方法も活用し、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図れるようにしていくことが大切です。

出典：「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月最終改定 文部科学省）に基づき作成

### 事例 3 - 2

Aさんは、同じクラスのBさんに、毎日あだ名でよばれています。でもAさんは、そのあだ名がいやなので、返事をしていません。すると、Aさんがいやがっているのを面白がった同じクラスのCさん、DさんまでAさんを毎日あだ名でよんでくるようになりました。

Aさんはあだ名でよばれても返事をしていませんが、最近、Bさん、Cさん、DさんはAさんがだまっていると、後ろから「おまえのことだよ。」と言ってせなかをたたいてきたり、定ぎで頭を軽くたたいてきます。

(1) Bさんと、Cさん、Dさんの行動を書き出してみてください。

登場人物	行 動
Bさん	
Cさん Dさん	

(2) あなたがAさんなら、どんな気持ちになると思いますか。

(いやがっているのを面白がられること)

(だまっているとたたかれたりすること)

(3) ①あなたがAさんのクラスの友だちなら、Aさんがいやな思いをしないよう、どんなことができると思いますか。あなたの考えと、そう考える理由を書いてください。書いたら、グループで話し合っ、クラスの友だちの意見を聞いてみましょう。

(自分にできること)

(理由)

(クラスの友だちの意見)

②クラスの友だちの意見を聞いて気づいたことや、自分の意見が変わったところがあれば書いてください。

## 事例3-2 (教員用) 暴力行為を伴ういじめ

	小			
低	中	高	中	高

### 【事例の背景】

- ① AさんとBさん、Cさん、Dさんは今年から初めて同じクラスになりました。それまでAさんはあだ名で呼ばれたことはなく、Bさんに一方的にあだ名をつけられました。【(2)】
- ② Aさんは最初、Bさんにそのあだ名がいやだと伝えましたが、Bさんはあだ名で呼び続けることをやめずに今に至っています。【(2)】

### 【指導上の留意点】

- ① Cさん、Dさんが加わって集団化したことで、行為がエスカレートしていることに気づかせる。【(1)】
- ② 親しみを込めてあだ名で呼ぶ場合であっても、相手が嫌がる場合もあることを理解させる。【(2)】
- ③ 相手が嫌がっていることを面白がること自体が、許されないことであることを理解させる。【(2)】
- ④ 自分が嫌な気持ちになっていることを、面白がられていることが、Aさんの気持ちをより傷つけていることに気づかせる。【(2)】

### 【クラスでの話し合い】【3①②】

- ① 事例の状況を、Aさん1人だけで解決することは難しく、クラスの友だちや、親や先生など周りの大人の協力が必要であることに気づかせ、クラスの友だちとして実際にできることを考えさせる。
- ② 実現が難しい状況があるのなら、それはなぜなのか、どうしたらできるようになるかを考えさせる。
- ③ クラスの友だちの意見をしっかり聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

### 【弁護士の視点】

いじめられる側の視点に立つて考えることが大切であることを学ばせる。いじめ側の人数が増えるほど、集団心理により、いじめへの心理的抵抗が小さくなる一方、いじめられる側の精神的苦痛は比例的に増大することを理解させる。

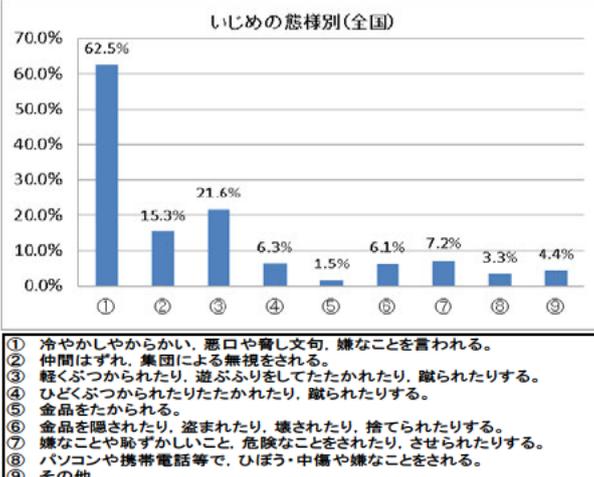
### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

あだ名で呼ばれることが嫌な人もいることを理解しよう。嫌がっているのにあだ名で呼び続けることはいじめに当たります。

いじめは、いじめ側の人数が増えるにつれて、行為がエスカレートしていく危険があります。誰かがやっているからといって、安易に真似をしないようにしましょう。同じクラスの人、いじめを面白がるのではなく、いじめを止めさせる側にまわることが大切です。

### 【関係法令や事例に基づくトピックス】

 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、いじめの態様として最も多いのが「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」で、次に「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」となっています(右図)。冷やかしかからかいから、暴力行為に発展することも十分に想定されるため、日頃の児童生徒間の言動に留意し、早い段階で指導することが大切です。



出典：平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づき作成

### 事例 3-3

Aさんと同じクラスのBさんは、何でも真に受けしてしまうところがあり、教室に貼られた「みんなにあいさつしましょう。」というポスターを見て、教室にいた全員に「おはよう。」と言って回ったこともありました。

そんなBさんを面白がった生徒数人が、わざとぶつかったり、肩をたたいたりしては「ごめんごめん。」「手があたった。」と言ってBさんの反応を見て笑っています。最初はBさんも、笑っていましたが、最近、ぶつかられたり叩かれたりする回数も増えて、元気のない表情でだまっているのを見かけます。

Aさんは、生徒の1人に「やりすぎじゃない?」と尝试してみましたが、「いじってるだけだし、Bもいやって言っていないじゃん。」と返されてしまいました。

Aさんは、「これはいじめだ。」と思うのですが…。

(1) 生徒の「いじってるだけだし、Bもいやって言っていないじゃん。」という言葉についてどう思いますか。

(2) あなたがAさんなら、この後、どのように行動しますか。あなたの考えと、そう考える理由を書いてください。

(あなたがAさんなら、この後、どのように行動するか)

(理由)

(3) ①あなたがBさんのクラスの友だちなら、Bさんが安心して過ごせるクラスにするために、どんなことができると思いますか。あなたの考えを書いてください。書いたら、グループで話し合っ、て、クラスの友だちの意見を聞いてみましょう。

(自分にできること)

(クラスの友だちの意見)

②クラスの友だちの意見を聞いて気づいたことや、自分の意見が変わったところがあれば書いてください。

## 事例3-3 (教員用) 暴力行為を伴ういじめ

小			中	高
低	中	高		

### 【事例の背景】

- ① Bさんには、冗談が通じないことがあり、何でも真に受ける傾向があります。【(1)】
- ② 他の生徒は、わざとぶつかったり、叩いたりしていると思っていますが、Bさんは生徒達の言うとおりの「偶然」と思っています。【(1)】
- ③ Bさんは、最近ぶつかられたり叩かれたりする回数が増えたのはなぜだろうと思ひ、混乱しています。【(2)】
- ④ クラスの友だちには、Bさんの行動が理解できないことがこれまで何度かありました。【(3) ①】
- ⑤ Bさんと本当に親しい友だちはいません。【(3) ①】

### 【指導上の留意点】

- ① 「いじり」「からかい」は、いじめにつながる行為であることを理解させる。【(1)】
- ② Bさんの表情が変化していることから、現在のBさんの心情に気づかせる。【(2)】
- ③ Bさんが、周囲にうまく合わせて行動できない場合にも、みんなが支えるクラスづくりが重要であることを理解させる。【(3) ①】
- ④ 少しいじめであっても、自分たちの行動を変えることが、Bさんを含めたクラス全員にとって居心地の良いクラスづくりに結びつくことに気づかせる。【(3) ①】

### 【クラスでの話し合い】【(3) ①②】

- ① Bさんへのいじめの防止の観点と、全員が支え合うクラスづくりという2つの観点で考えさせる。
- ② (2)「自分がAさんならどのように行動するか」で考えたことも踏まえ、「自分にできること」「クラスの友だちと協力してできること」の2つの視点で、自分たちの行動を変えていけるような話し合いをさせる。
- ③ クラスの友だちの意見をしっかりと聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

### 【弁護士の視点】

いじめか否かは、受け手の感じ方によって決まることを理解させる。特に大人数で同じような「からかい」をすることは、本人にとって重大な問題となっていることを理解させる。

### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

軽い気持ちで行う行為であっても、相手がどのような気持ちになるのかを考えてみてください。自分はいじめをしているつもりはなくても、相手がその行為に苦痛を感じていたら、いじめになることを理解しましょう。からかわれている人は、嫌だと思っても笑って受け流そうとすることがあるので、注意しましょう。

まわりで見ている子は、いじめている子に直接注意する、いじめられている子に声をかけるなど、できることをやってみましょう。

### 【関係法令や事例に基づくトピックス】



「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月最終改定 文部科学省)には、

- ① 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ④ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応が明記されています。

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要です。

出典：「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月最終改定 文部科学省)に基づき作成

### 事例 3 - 4

Aさんは明るい性格の生徒で、同じクラスのBさん、Cさんの2人と仲が良く、休み時間は3人で過ごしています。一方、同じクラスのDさんは大人しい性格で、休み時間も1人で過ごしていました。Aさんは、そんなDさんを誘い、休み時間を一緒に過ごすようになりました。ある時、AさんがふざけてDさんにプロレス技をかけたところ、Dさんの反応が面白かったので、それを見ていたBさん、Cさんも翌日から、毎日のように教室前の廊下で、かわるがわるDさんにプロレス技をかけるようになりました。また、その様子を携帯電話で動画撮影し、3人で動画を見て笑っていました。

それを見たクラスメイトから担任の先生に「いじめではないか？」との相談があり、担任の先生がAさん、Bさん、Cさんに事情を聞きましたたが、全員が「遊んでいるだけ。」と話し、Dさんも「時々痛いし嫌なときはあるけど、いじめとは思っていない。」と話しました。

(1) Aさんと、Bさん、Cさんの、Dさんに対する行動を書き出してみてください。

登場人物	行 動
Aさん	
Bさん Cさん	

(2) ①Dさんは、「いじめとは思っていない。」と話していますが、あなたはどう思いますか。あなたの考えと、そう考える理由を書いてください。書いたら、グループで話し合っ、て、クラスメイトの意見を聞いてみましょう。

Aさん、Bさん、Cさんの行動はDさんへの ( いじめである ・ いじめではない ・ わからない )
(理由)
(クラスメイトの意見)

②クラスメイトの意見を聞いて気づいたことや、自分の意見が変わったところがあれば書いてください。

--

(3) このようなことがあなたのクラスで起きないために、クラスメイトとして日頃からできることを考えて書いてください。

--

## 事例3-4 (教員用) 暴力行為を伴ういじめ

小			中	高
低	中	高		

### 【事例の背景】

- ① Aさんは、Dさんが教室で1人で過ごしているのは寂しいし、つまらないだろうと思って自分のグループに誘いました。Dさんも、誘われたことを嬉しく思い、一緒に行動するようになりました。【(1)】
- ② Dさんがプロレス技をかけられている教室前の廊下は、多くの生徒が通っており、現場を見ています。Dさんは技をかけられている時は苦しそうにしていますが、その後は笑顔です。【(2) ①】
- ③ Aさん、Bさん、Cさん、Dさんにはいじめの認識はありません。【(2) ①】

### 【指導上の留意点】

- ① Dさんに対する行動の確認を通じて、プロレス技をかけるという行為自体が不適切なものであることに気づかせる。また、Bさん、Cさんが加わったことで、携帯電話での動画撮影にエスカレートしたことに気づかせる。【(1)】
- ② 携帯電話での動画撮影は、被害者を二重に苦しめることや、拡散の危険性があることを理解させる。【(1)】
- ③ 被害者本人が「いじめではない」と言っても、いじめに該当することがあることを理解させる。【(2) ①】
- ④ ふざけ合いが日常的に行われていると、いじめに発展しても周囲が気づきにくくなってしまいうことから、いじめが起きにくいクラスづくりが重要であることを理解させる。【(3)】

### 【クラスでの話し合い】【(2) ①②】

- ① Dさんは「いじめとは思っていない。」と発言しているが、実際に起きている現象を見ていじめであるかどうかを考える必要がある。その際、Dさんの「時々痛いし嫌なときはある」という発言を考えさせる。
- ② いじめであるかどうかの結論だけを話し合うのではなく、理由をしっかりと話し合うよう指導する。
- ③ クラスメイトの意見をしっかりと聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

### 【弁護士の視点】

いじめる側といじめられる側には、いじめに対する認識に大きな違いがあることを理解させる。当事者全員がいじめを否定しても、いじめに該当することがあることを学ばせる。対等でない人間関係は、いじめにつながりやすいことへの理解を深める。

### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

いじめる側は、いじめをしていると認識していなくても、いじめられる側は大きな苦痛を感じていることがあります。また、いじめられている子は、いじめられていると言にくいものです。

対等でない人間関係では、ふざけ合いがいじめにつながることや、いじめをいじめと気づけないことがあるので注意が必要です。

### 【関係法令や事例に基づくトピックス】



精神医学者の中井久夫氏は、いじめについて、「孤立化」「無力化」「透明化」という3段階を経て進行するとしています。

- ① 「孤立化」：標的を固定したいじめが行われ、周囲の子ども達も同調あるいは無視をする。
- ② 「無力化」：より過激で暴力的ないじめが執拗に行われるようになり、反撃しても無駄と思わせるまで続く。
- ③ 「透明化」：他人の前では楽しく遊んでいるかのように振る舞い、いじめではないと周囲に思わせる一方で、金銭要求や暴力など露骨かつ陰湿ないじめを行うようになる。

このような形でいじめが行われることのないよう、日頃からの規律あるクラスづくりが大切です。

出典：中井久夫「アリアドネからの糸」（平成9年 みすず書房）を参考に作成

## 事例 4 - 1

Aさんは、仲良しのSNSのグループを作り、やりとりをしていました。ただ、Aさんは、他のメンバーが寝ている深夜の時間にメッセージを送ることがよくあり、みんなは、内心困っていました。ある日の深夜、AさんがSNSにメッセージを送ったところ、Bさんが「いい加減にして！」と返信しました。その後、他のメンバーも次々にAさんへの不満を返信しはじめました。やがて、Aさんを外した別のSNSのグループができ、Aさんとのやりとりをしなくなりました。

(1) ①深夜にメッセージを送られたみんなは困っていますが、あなたならどう思いますか。そう思う理由も書いてください。

②あなた自身が、SNSで友だちにメッセージを送る時に、気をつけていることがあれば書いてください。

(2) ①あなたがSNSグループのメンバーなら、みんなが今後も安心してSNSを使っていくために、Aさんにどんな伝え方をしますか。あなたの考えと、そう考える理由を書いてください。書いたら、グループで話し合っ、て、クラスの友だちの意見を聞いてみましょう。

(Aさんに、いつ、どんな方法で、どのような言葉で伝えるか)

(理由)

(クラスの友だちの意見)

②クラスの友だちの意見を聞いて気づいたことや、自分の意見が変わったところがあれば書いてください。

## 事例4-1 (教員用) インターネット上でのいじめ

	小			
低	中	高	中	高

### 【事例の背景】

- ① Aさんは、遅い時間にメッセージを送っていることは自覚していましたが、今すぐ返信を求めるような内容ではなく、翌朝に見てもらえれば良いと思って送っていました。【(1) ①】
- ② Bさんたち他のメンバーは、特に急ぎの用件でもないメッセージを深夜に送られることに不満を募らせていましたが、そのことをみんなで話し合ったり、Aさんに伝えたりしたことはありません。【(2) ①】
- ③ Bさんの返信をきっかけに、みんながAさんに不満を持っていることがわかり、AさんをSNSのグループから外しました。【(2) ①】

### 【指導上の留意点】

- ① SNS上でのトラブルを防止するためには、利用時間など相手に対する配慮や、利用に関して日頃からメンバー間で話し合っておくことが重要であることに気づかせる。【(1) ①②】
- ② SNSで感情的にメッセージを返しても、Aさんに、みんなの困り感や、Aさんに改善して欲しいことがきちんと伝わらないことを気づかせる。【(2) ①】

### 【クラスでの話し合い】【(2) ①②】

- ① SNSで送ったメッセージはメンバー全員が目にすることや、相手の状況がわからない状態で送信すること、一人ひとりの意識や考え方には差があることを踏まえて、どのように伝えるべきかを考えさせる。
- ② 互いに気持ちよく使うために、話し合いやルールづくりも1つの方法であることに気づかせる。
- ③ クラスの友だちの意見をしっかり聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

### 【弁護士の視点】

SNS上の発言は、真意が伝わりにくく加熱しやすいという特徴があるため、SNSは、ルールを守って利用することが大切であることを理解させる。SNSを利用する場合であっても、いじめは許されないことを理解させる。

### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

SNS上の発言は、対面ではなく、文章も短いことが多いため、自分の本当の気持ちが伝わらないおそれから、自分の「SNS上の表現」を相手がどのように捉えるかをしっかりと考えてから発言しましょう。また、深夜の時間帯にはメッセージを送らない、「既読スルー」を咎めない、悪口は言わないなど、SNS利用にあたってのルールを守ることが大切です。

### 【関係法令や事例に基づくトピックス】



SNSなどでのトラブルを防ぐためには、機器ごしのコミュニケーションが、対面や音声によるコミュニケーションと質的に違いがあることを、日頃から指導しておく必要があります。

機器ごしのコミュニケーションでは、相手の状況が分からないまま送受信することに加え、文章表現力に強く依存するため、少しの間違いで意味が正反対に伝わってしまうこともあります。特に、複数で同時に会話するグループトークは短時間で文章作成と送信を繰り返すため、間違いが発生しやすいものです。

また、文字だけのコミュニケーションは冷たく受け取られがちですので、嫌な気持ちになっても感情をすぐにぶつけず、一呼吸して考えることも大切です。ケンカになりそうなら、電話で話すのも良い方法です。

出典：「インターネットトラブル事例集（平成29年度版）」（総務省）に基づき作成

## 事例 4 - 2

クラスメイトのAさん、Bさん、Cさんは、スマートフォンでお互いを撮影し、アプリで画像を加工して楽しんでいました。ある日、Aさんの顔の画像をアプリで加工したところ、とても面白い画像ができ、3人で笑い合いました。そして、Bさんは仲良しのDさんに「かわいいよね？」とコメントをつけてその画像を送信しました。Dさんも、その画像が気に入って自分のSNSのグループでシェアしました。

しばらくたった頃、Aさんは、廊下ですれ違いざまに笑われたり、陰口を言われて嫌な思いをするようになりました。ある日、はじめに加工した画像がさらに加工され、そのうえ、様々なコメントつきでSNSで流れていることを知りました。

(1) ①Aさんが嫌な思いをするきっかけを作ってしまったのは、誰の、どんな行動だと思いますか。

誰の	行 動 内 容

②あなたがAさんなら、自分の画像が不特定多数の人に転送され、加工されたことをどう思いますか。

③あなた自身が、今後、インターネット上の書き込みについて気をつけようと思うことを書いてください。

(2) ①あなたがクラスメイトなら、嫌な思いをしているAさんのために、どんなことができると思いますか。  
あなたの考えと、そう考える理由を書いてください。書いたら、グループで話し合っ、クラスメイトの意見を聞いてみましょう。

(嫌な思いをしているAさんのために、どんなことができるか)

(理由)

(クラスメイトの意見)

②クラスメイトの意見を聞いて気づいたことや、自分の意見が変わったところがあれば書いてください。

## 事例4-2 (教員用) インターネット上でのいじめ

小			中	高
低	中	高		

### 【事例の背景】

- ① BさんもDさんも、画像を転送したのは、画像が「かわいい」と感じたからであって、Aさんを攻撃するような意図は全くありませんでした。【(1) ①】
- ② 画像が転送されるうちにさらに加工され、様々なコメントが付けられるようになったのも、転送を受けた相手が画像を面白がって行ったものであって、加工した一人ひとりには、Aさんに対する悪意はありませんでした。【(1) ②】

### 【指導上の留意点】

- ① 誰も悪意のある人はいなかったにも関わらず、インターネット上で不特定多数の人がふざけたり面白がりして安易な画像転送を行ったことが、Aさんに嫌な思いをさせる結果になったことに気づかせる。【(1) ②】
- ② 不特定多数の人の行為の結果であることが、Aさんをより不安にさせていることに気づかせる。【(1) ②】
- ③ 悪意なく行ったことが、誰かに嫌な思いをさせるようなことにならないよう、自らのインターネット利用について振り返らせる。【(1) ③】

### 【クラスでの話し合い】【(2) ①②】

- ① クラスメイトとして、嫌な思いをしているAさんに寄り添うこと、親や先生など周りの大人に相談することなどができることに気づかせる。
- ② 生徒の意見を踏まえたうえで、インターネット上に流出した画像等を完全に削除することは難しいため、親や先生など周りの大人に相談し、対応することが必要であることを指導する。
- ③ クラスメイトの意見をしっかり聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

### 【弁護士の視点】

一度インターネット上に送信された情報は、多くの人に拡散されるなどして、コントロールできなくなるため、SNSなどのインターネットの特徴や怖さについて理解を深める。

### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

インターネット上に送信された情報は、形として残り、多くの人に拡散していくおそれがあり、一度拡散するとインターネット上から完全に削除することは極めて難しくなります。不特定多数の人に個人的な画像が公開されたり（プライバシー権・肖像権の侵害）、自分が想像していなかった方法で画像が悪用されたりする危険性もあります。また、軽い気持ちでインターネットの情報に同意して、人を傷つけてしまうことがあります。インターネット上に情報を送信する前には、十分に危険性を考える必要があります。

### 【関係法令や事例に基づくトピックス】

 インターネット上に書き込んだ文章や画像は、自分の管理するページなどから削除しても、それまでに閲覧した友だちや第三者が転載したり、スマートフォン等に保存するなどして、インターネット上にいつまでも流通しつづける可能性があります。また、自分が公開をやめた画像等が無断転載されているのを発見した場合も、削除要請の手続きには、正当な根拠を求められるうえに運営事業者による確認に時間がかかるため、その間に再び第三者によって転載されるなど「いたちごっこ」になりがちです。

自ら望まない形での被害に遭うことを避けるため、安易にLINE等のチャットアプリやインターネット上に投稿しないよう指導する必要があります。

## 事例 5-1

Aさんは、同じクラスの3～4人の子にいつもからかわれています。クラスのほとんどの子は、Aさんがいつもからかわれていることを知っていて、からかわれた時のAさんの反のうをクスクス笑う人もいました。

ある日、Aさんは学校を休みました。その日の帰りの会で、たんにんの先生から「Aさんが、いじめられるのがいやだから学校に行きたくないと言っている。」「見ていた人もいじめていた人と同じように反省して、いじめのないクラスにしてほしい。」と話がありました。

Aさんと同じクラスのBさんは、「Aさんがいじめられていたのをわたしも見ていたけれど、見ていただけが悪いことかな？」と少しもやもやしています。

- (1) あなたがAさんなら、からかわれているのを見ていながら止めてくれなかったことや、からかわれた時にクスクス笑われたことで、どんな気持ちになると思いますか。

- (2) あなたがもし、クラスの友だちだったら、この様子を見てAさんのために何ができると思いますか。

- (3) ①もしあなたが、Bさんに「見ていただけが悪いことかな？」と聞かれたら、どう答えますか。あなたの答えと、そう答える理由を書いてください。書いたら、グループで話し合っ、て、クラスの友だちの意見を聞いてみましょう。

(あなたの答え)

(理由)

(クラスの友だちの意見)

- ②クラスの友だちの意見を聞いて気づいたことや、自分の意見が変わったところがあれば書いてください。

## 事例5-1 (教員用) いじめを生まない、傍観者を作らない学級づくり

	小			
低	中	高	中	高

### 【指導上の留意点】

- ① Aさんから見れば、いじめを見ながら止めなかった人や、クスクス笑う人は加害者と同じであることを理解させる。【(1)】
- ② いじめを見ながら止めてくれなかった人や、からかわれた時に笑う人たちの存在が、Aさんに孤立感や絶望を抱かせることを気づかせる。【(3) ①】

### 【クラスでの話し合い】【(3) ①②】

- ① いじめの問題は、いじめられている人の立場に立って考えることが必要だと気づかせる。
- ② 「見ていただけ」の傍観者は、いじめられている人の目にどのように映っているかを考えさせる。
- ③ 直接、いじめの加害者を止めることができなくても、親や先生など周りの大人への相談、アンケートへの回答、いじめられている人に寄り添うなど、いろんな方法があることを理解させる。
- ④ クラスの友だちの意見をしっかり聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

### 【弁護士の視点】

いじめを防止するためには、いじめを見ている人がどのように行動するかが重要であることを理解させる。

### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

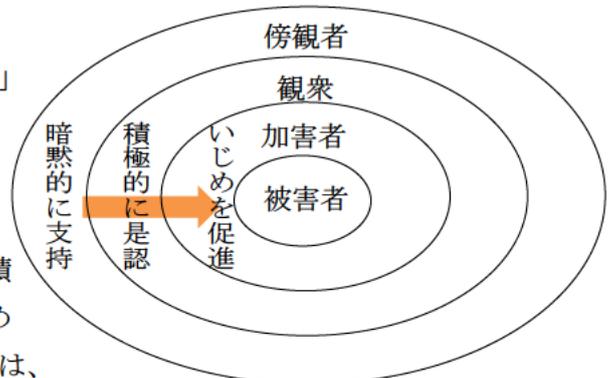
いじめを見て周りの人が笑ったり、見ているだけだったりすると、いじめている人は、周りの人にも自分のしていることが受け入れられていると誤って思ってしまう。

見ているだけだった人がいじめを止めるように働きかければ、いじめが起きにくい雰囲気生まれます。

いじめはいけないんだ、いじめは許さないんだという雰囲気を、みんなで作っていくようにしましょう。直接いじめを止められない場合でも、先生や友だちに相談しましょう。

### 【関係法令や事例に基づくトピックス】

 社会学者の森田洋司氏は、いじめは「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」の四層（右図）から成り立っているとしています。いじめの持続や拡大には、「加害者」と「被害者」以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる児童生徒が大きく影響しており、「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っているとしています。いじめについては、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要です。



出典：「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月最終改定 文部科学省）を参考に作成

## 事例 5 - 2

Aさんの担任の先生が、「直接いじめる人だけでなく、いじめが行われているのを周りで見ているだけの人も、いじめの加害者と同じだよ。」と話をしました。Aさんは、その通りだと思うのですが、「止めに入ると、自分がいじめられる側になってしまうことだってあるよね。」とも思います。いじめを見ているのはいやな気持ちだし、できればいじめを止めたいとは思いますが、もし実際に自分の目の前で誰かがいじめられていたら、その場で止めに入る勇気がありません。Aさんは「どうしたらいいのかな？」と考え込んでしまいました。

(1) 「いじめが行われているのを周りで見ているだけの人も、いじめの加害者と同じ」と先生は言っていますが、この言葉に対するあなたの考えを書いてください。

(2) いじめを止める方法として、どのような方法が考えられるか、考えられるものを全て書いてください。

(3) ①あなたがAさんなら、いじめを止めるために、実際にどんなことができると思いますか。(2)で書いたいじめを止める方法を参考に、あなたの考えと、そう考える理由を書いてください。書いたら、グループで話し合っ、て、クラスの友だちの意見を聞いてみましょう。

(いじめを止めるために、実際にできること)

(理由)

(クラスの友だちの意見)

②クラスの友だちの意見を聞いて気づいたことや、自分の意見が変わったところがあれば書いてください。

## 事例5-2 (教員用) いじめを生まない、傍観者を作らない学級づくり

小			中		高
低	中	高			

### 【指導上の留意点】

- ①いじめられている人にとっては、いじめを見ているだけの人の存在が、孤立感や絶望を抱かせるものであり、加害者と同じであることを理解させる。【(1)】
  - ②いじめの問題は、いじめられている人の立場に立って考えることを理解させる。【(1)】
  - ③いじめを止める方法として、クラスの友だちと協力して止める方法や、親や先生など周りの大人への相談、生活日誌やいじめアンケートへの記入など、多くの方法があることに気づかせる。【(2)】
- ### 【クラスでの話し合い】【(3) ①②】
- ①話し合いを通じて、Aさんのように、いじめを直接止めることに不安を感じる児童生徒がいることに気づかせる。
  - ②そのうえで、Aさんの立場に立って、いじめを止めるために実際にできる方法を考え、出し合うことで、いじめを止めるための方法が様々あることや、いじめられている人に寄り添うことの大切さに気づかせ、自分ができる行動を考えさせる。
  - ③クラスの友だちの意見をしっかり聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

### 【弁護士の視点】

いじめを周りで見ている人が、いじめを止めるための行動をとりやすいため、周りで見ている人が行動することが重要であることを理解させる。

### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

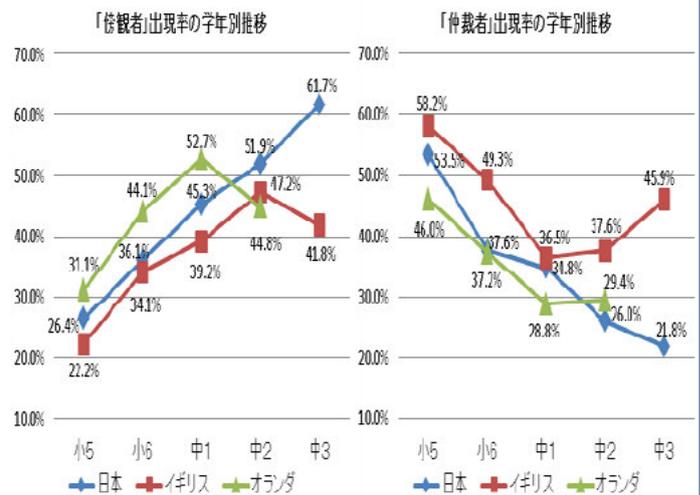
いじめをなくすには、いじめを直接止めるという方法だけではありません。周りの大人に相談したり、一人では勇気がなくても友だちと一緒に行動したりすることも考えられます。友だちと話をしてみると、同じようにいじめを止めたいと考えているかもしれません。

### 【関係法令や事例に基づくトピックス】



全国都道府県教育長協議会総合部会の研究報告書によると、イギリス、オランダでは中学2年生以降、いじめの「傍観者」が減少、いじめを止める「仲裁者」が増加に転じているのに対して、日本では「傍観者」が一層増加し、「仲裁者」が一層減少しています(右図)。

いじめの防止のためには、「いじめを止める」など、直接的な手立ての他にも、親や先生など周りの大人への相談や、クラスの友だちと協力し合うなど様々な方法があることを理解させることが大切です。



出典：「諸外国におけるいじめ問題への対応—市民性の育成を中心に—」(平成27年1月 全国都道府県教育長協議会総合部会)を参考に作成

### 事例 5-3

Aさんは、いじめの問題について取り上げたロングホームルームで、担任の先生から、「加害の側がいじめているつもりがなくても、被害の側が嫌な思いをしていたら、いじめなんだ。」「いじめられている側は、嫌な思いをしても、その気持ちを口に出しづらいことがある。」と教わりました。Aさんは、確かにそうだと思うのですが、「いじめている側がいじめているつもりがなくて、いじめられている側が嫌だと口に出さなかったら、周りの子はいじめが起こっていることに気がつかないんじゃないかな？」とも思うのです。

(1) 加害の側がいじめているつもりがなくても、被害の側が嫌な思いをしている可能性がある例として、例えばどんな行為がありますか。思いあたるものを全て書いてください。

(2) 「いじめられている側は、嫌な思いをしても、その気持ちを口に出しづらいことがある。」のはどうしてだと思いますか。あなたの考えと、そう考える理由を書いてください。

(あなたの考え)

(理由)

(3) ①あなたなら、いじめ被害などクラスメイトの変化に気づくため、日頃からどんなことができると思いますか。あなたの考えと、そう考える理由を書いてください。書いたら、グループで話し合っ、クラスメイトの意見を聞いてみましょう。

(クラスメイトの変化に気づくため、日頃からどんなことができるか)

(理由)

(クラスメイトの意見)

②クラスメイトの意見を聞いて気づいたことや、自分の意見が変わったところがあれば書いてください。

## 事例5-3 (教員用) いじめを生まない、傍観者を作らない学級づくり

小			中	高
低	中	高		

### 【指導上の留意点】

- ①いじめの問題は、いじめられている人の立場に立って考えることを理解させる。【(1)】
- ②例えば、友人関係に関する不満をSNSに投稿したり、日常のふざけ合いであったりなど、日頃の自分の行動を振り返り、相手に嫌な思いをさせている可能性がないかを考えさせる。【(1)】
- ③いじめは被害者の尊厳を傷つける行為であり、いじめられている生徒が、その事実を誰かに伝えること自体が、自尊心が傷つく行為であることから、周囲のクラスメイトが気づいて、親や先生など周りの大人に相談することが大切であることを理解させる。【(2)】

### 【クラスでの話し合い】【(3) ①②】

- ①自分ができることについて考え、クラスメイトと話し合うことで、実効性の高い方法を考えさせる。考えたけれど実行が難しいのであれば、何が阻んでいるのか、どうすればできるようになるかを考えさせる。
- ②表情などの些細な変化に気づくこと、気づいたことを誰かに相談すること、アンケートや個人面談を通じて気になることを先生に相談するなど、できることがいろいろあることに気づかせる。
- ③クラスメイトの意見をしっかり聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

### 【弁護士の視点】

「いじめ」とは何かを考えさせる。受け手がどのように感じているのかを知ることは簡単ではないが、それを知ろうとすること、それに気づこうとする姿勢が大切であることを学ばせる。

### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

何が「いじめ」であり、何が「いじめ」ではないのかを判断することは難しいことです。大切なのは、「人が嫌な思いをすることをしてはいけない。」ということです。

いじめられている子は、正直にいじめられていると言にくいものです。いじめがあれば気づけるような、また、いじめを止めることができるようなクラスの意識づくりが大切です。

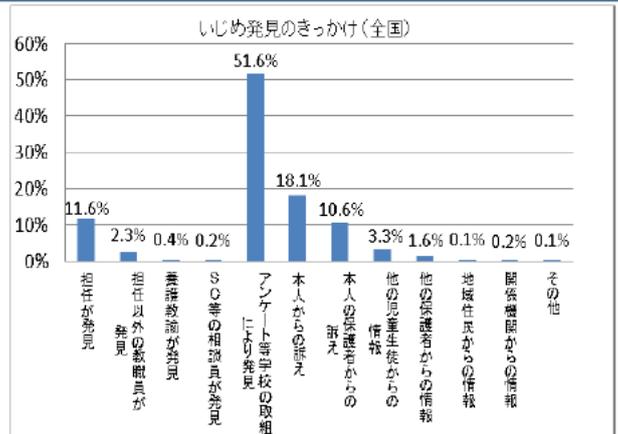
### 【関係法令や事例に基づくトピックス】



いじめは、いじめられる側の自尊心を傷つける行為であるため、いじめられている児童生徒は、自分がいじめの被害に遭っていることを口にしにくい状況にあります。このため、児童生徒が安心して相談できる相談窓口を周知するとともに、できるだけ児童生徒が相談しやすい環境を整えることが大切です。

平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、いじめ発見のきっかけと

して最も多いのはアンケート等学校の取組によるとなっています(右図)が、例えば学校で定期的実施するアンケートについても、「いじめ」という言葉を使わずに「嫌な思いをしたこと」を尋ねる、家庭で記入した後に個別に提出できるようにするなど、児童生徒がより答えやすいような工夫が必要です。



出典：平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を参考に作成

## 事例 6 - 1

Aさんは、よくわすれ物をします。ある日、宿題をわすれてきたことを、同じクラスのBさんに「それってありえない。」と何度も言われていやな気持ちになりました。その後もわすれ物をするAさんは、Bさんから大きな声で「わすれ物ばかりだ！」とみんなの前で言われたりして、Aさんは何回もはずかしい思いをしました。

やがて、同じクラスのCさんやDさんも、Aさんがわすれ物をするたびにからかってくるようになりました。3人がAさんをからかっている時、クラスの友だちはみんなクスクス笑っています。

Aさんがいやがって教室を出ようとする時、Bさん、Cさん、Dさんはあとをついてきて「わすれ物！」「わすれ物！」と大きい声ではやしたてます。Aさんは、学校を休むようになってしまいました。

(1) ①Bさんと、Cさん、Dさん、クラスの友だちの行動を書き出してみてください。

登場人物	行 動
Bさん	
Cさん Dさん	
クラスの 友だち	

②学校を休むほどにきずついたAさんが、最もいやだと感じたのは、だれの、どんな行動だと思いますか。あなたの考えと、そう考える理由を書いてください。

(Aさんは、だれの、どんな行動を最もいやだと感じていたか)

(理由)

(2) ①あなたがクラスの友だちなら、Aさんが学校を休むまでに、どんなことができたでしょうか。あなたの考えを書いてください。書いたら、グループで話し合っ、て、クラスの友だちの意見を聞いてみましょう。

(Aさんが学校を休むまでに、どんなことができたか)

(クラスの友だちの意見)

②クラスの友だちの意見を聞いて気づいたことや、自分の意見が変わったところがあれば書いてください。

## 事例6-1 (教員用)

### いじめにより学校を欠席するケース

	小			
低	中	高	中	高

#### 【事例の背景】

- ① Aさんは、忘れ物をする度に反省し、忘れ物をすることに恥ずかしい気持ちを持っています。【(1) ②】
- ② Bさん、Cさん、DさんはAさんと同じクラスですが、特に仲がいいわけではありません。【(1) ②】
- ③ Bさん、Cさん、Dさんがからかってくるのは、Aさんが忘れ物をした時だけで、親切にしてくれる時もあります。【(1) ②】

#### 【指導上の留意点】

- ① Cさん、Dさんが加わったことで集団化し、からかいがひどくなったことに気づかせるとともに、いじめやからかいが、忘れ物をなくすという課題の解決につながらないことを理解させる。【(1) ②】
- ② からかわれている時、クラスの友だちがクスクス笑うことで、Aさんがさらに傷ついたことを理解させる。【(1) ②】
- ③ クラスの友だちとして、嫌な思いをしているAさんに寄り添うこと、親や先生など周りの大人に相談することなどができると気づかせる。【(2) ①】

#### 【クラスでの話し合い】【(2) ①②】

- ① 学校に行くことができず、休んでいるAさんの心の痛みを理解させる。
- ② 「いじめを止める」など抽象的な話し合いで終わるのではなく、自分やクラスの友だちに実際にできることを具体的に考えさせ、実現が難しいのであれば、それはなぜか、どうしたらできるかを考えさせる。
- ③ クラスの友だちの意見をしっかり聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

#### 【弁護士の視点】

いじめは、病気や不登校、最悪の場合には死に至らしめる可能性のあるもので、重大な人権侵害にあたるため、絶対にしてはいけないものであることを伝える。

#### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

からかった人は軽い気持ちでやっても、からかわれた人はとても傷つくことがあり、その結果、重大な事態を引き起こすことがあります。一人がからかうだけでも、からかわれている人は大変傷つくことがあるのに、集団でからかうと、からかわれている人はさらに深く傷つき、立ち直ることができなくなります。集団で人の欠点をあげつらうことは、人を深く傷つける行為なので、絶対にやめましょう。

また、からかっている人は、他の友だちが同じようにからかったり、クスクス笑ったりすることによって、自分の行為が皆に認められていると錯覚してしまいます。自分の行為で、からかいやいじめを助長してしまうことがあるので、軽い気持ちで同調しないことが大切です。

#### 【関係法令や事例に基づくトピックス】

 いじめ防止対策推進法第28条では、以下の場合を重大事態と規定し、重大事態が発生した場合には、当該いじめへの対処や再発防止に資するため、学校の設置者又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとしています。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- なお、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」とされていますので、注意が必要です。

出典：「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月最終改定 文部科学省）に基づき作成

## 事例 6-2

AさんはBさん、Cさんの2人と仲が良く、いつも3人で行動していました。Aさんは自分がクラスにいない時に他の2人で行動するときげんが悪くなってしまうので、2人はAさんに気がついていました。Aさんは、Bさんが他のグループの生徒と遊んだ時には、「Bさんは私たちを無視したから、私たちもBさんを無視しよう。」とCさんに呼びかけBさんを無視し、その結果Bさんが2～3日学校を休んだこともありました。Bさん、Cさんは、Aさんに付き合うのがつらくなってきたので、ある日、2人で相談してAさんを無視するようになりました。Aさんは怒って2人を問い詰めましたが、2人が無視し続けていると、やがて学校を休むようになりました。

(1) Aさん、Bさん、Cさんの行動を見て、あなたが残念に思うことを書き出してみてください。

--

(2) ①BさんとCさんがAさんを無視したことは、いじめだと思いますか。あなたの考えと、そう考える理由を書いてください。書いたら、グループで話し合っ、クラスの友だちの意見を聞いてみましょう。

BさんとCさんの行動は ( いじめである ・ いじめではない ・ わからない )

(理由)

(クラスの友だちの意見)

②クラスの友だちの意見を聞いて気づいたことや、自分の意見が変わったところがあれば書いてください。

--

(3) あなたがクラスの友だちなら、Aさんが学校を休むまでに、どんなことができたでしょうか。あなたの考えを書いてください。

--

## 事例6-2 (教員用)

### いじめにより学校を欠席するケース

小			中	高
低	中	高		

#### 【事例の背景】

- ① Aさんにはわがままな面があり、BさんやCさんが他の友だちと遊ぶのをいやがりますが、Aさん自身は2人以外の友だちと遊ぶ約束をしています。【(1)】
- ② 普段のAさんは、Bさん、Cさんに親切で友だち思いの面もあります。【(1)】
- ③ Bさん、CさんはAさんが嫌いではないのですが、自分たちを束縛するAさんをわがままだと感じていて、直して欲しいと思っています。【(2) ①】

#### 【指導上の留意点】

- ① 3人の友人関係は、Bさん、CさんがAさんを許容することで成立していることに気づかせる。【(1)】
- ② 3人の友人関係をより良くするには、どのようにすれば良いのかを考えることで、日頃の生徒自身の友人関係の在り方を考えさせる。【(1)】
- ③ 「無視」という方法では、Bさん、Cさんの真意はAさんには伝わらないことに気づかせたうえで、Bさん、Cさんの真意を伝えるためにどのような方法があったのかを考えさせる。【(2) ①】
- ④ Aさんの気持ちや、Bさん、Cさんとの友人関係の在り方を踏まえ、できることを考えさせる。【(3)】

#### 【クラスでの話し合い】【(2) ①②】

- ① 加害被害が入れ替わる中で、多くの児童生徒がいじめを経験する現状があることを伝え、誰の、どの行為が、いじめにあたるのか、あたらないのかをそれぞれ考えさせる。
- ② いじめであるかどうかの結論だけを話し合うのではなく、理由をしっかりと話し合うよう指導する。
- ③ 学校に行くことができず、休んでいるAさんの心の痛みを理解させる。
- ④ クラスの友だちの意見をしっかりと聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

#### 【弁護士の視点】

いじめに対していじめで返すことでは、いじめは永久になくならないことに気づかせる。

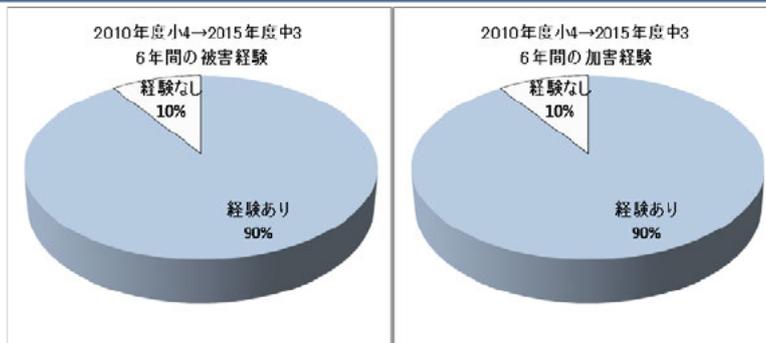
#### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

いじめに対していじめで返すのでは、いじめは永久になくならず、常に誰かがいじめの対象にならないかと怯えて生活することになりかねません。いじめをしない・許さないという姿勢が大切です。

自分たちで解決できない問題だと感じたら、周りの大人に相談しましょう。

#### 【関係法令や事例に基づくトピックス】

 国立教育政策研究所の「いじめ追跡調査 2013-2015」によると、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で9割の児童生徒がいじめの被害加害とも経験しているとの報告がなされています(右図)。このように、被害加害が入れ替わる中で、多くの児童生徒がいじめを経験していることに注意が必要です。



出典：「いじめ追跡調査 2013-2015」(平成28年6月 国立教育政策研究所)に基づき作成

### 事例 6-3

Aさんが所属するテニス部の1年生6人のうち、Bさんだけが初心者のため、Bさんは球出しなど裏方にまわることも多くありました。Bさんは、借りたラケットをなかなか返さなかったり、6人で借りた市営テニスコートの使用料を払わなかったりしたため、Bさん以外の5人は困ってしまうことがあり、休日はBさんと一緒に行動することを避けるようになりました。やがて5人は、Bさんを外した5人だけのSNSグループを作り、5人だけで行動するようになりました。その後は、5人とBさんとの間に距離ができはじめ、普段の練習でもBさんが1人になることがありました。

そのうちBさんは、だんだん部活動を休むようになり、やがて学校も休みがちになりました。

Bさんが休み始めて2ヶ月ほどたったころ、Aさんたち5人は顧問の先生に呼ばれ、「Bがテニス部でいじめられ、仲間はずれにされている。練習でも球出しなど雑用ばかりさせられていたと申し出があった。」と告げられました。

(1) Aさんたち5人と、Bさんの行動を見て、あなたが残念に思うことを書き出してみてください。

--

(2) ①Aさんたち5人の行動は、いじめだと思いますか。あなたの考えと、そう考える理由を書いてください。  
書いたら、グループで話し合っ、クラスメイトの意見を聞いてみましょう。

Aさんたち5人の行動は ( いじめである ・ いじめではない ・ わからない )

(理由)

(クラスメイトの意見)

②クラスメイトの意見を聞いて気づいたことや、自分の意見が変わったところがあれば書いてください。

--

(3) あなたがテニス部の同級生なら、Aさんたち5人とBさんが仲良く過ごせるよう、どんなことができると  
思いますか。あなたの考えを書いてください。

--

## 事例 6-3 (教員用)

### いじめにより学校を欠席するケース

小			中	高
低	中	高		

#### 【事例の背景】

- ①球出しなど裏方の仕事は、Bさんだけがしていたわけではありませんが、練習メニューの中には、初心者のBさんには難しい練習もあったので、自然とBさんが多くなりました。【(1)】
- ②5人のSNSグループで話題になったことを、部活動の後などに話すことが多いので、5人の会話にBさんが参加しにくい状況が生まれました。【(1)】
- ③5人はBさんの行動に困って、休日是一緒に行動することを避けていましたが、部活動ではそれまでと同じように接しており、5人のSNSグループでの話題をBさんとも話すこともあったため、Bさんは、5人が自分を外したSNSグループを作っていることに気づきました。【(2) ①】

#### 【指導上の留意点】

- ①5人は、Bさんを外したSNSのグループを作る前に、他の方法をとることができなかつたのかを考えさせる。【(1)】
- ②Bさんの行動に困ったことがきっかけとはいえ、5人のとった行動に、Bさんが強い疎外感を抱いたことや、その結果としてBさんの被害感情が強まったことに気づかせる。【(2) ①】
- ③長期間にわたり登校できない状況にあるBさんの心の痛みを理解させ、できることを考えさせる。【(3)】

#### 【クラスでの話し合い】【(2) ①②】

- ①必要に応じていじめの定義も示しながら、いじめが身の周りの人間関係の中で容易に起こりうるものであることに気づかせる。
- ②いじめの認知は、被害側の心情に立って判断することを理解させるとともに、いじめる意志がなくともいじめが成立することや、集団から疎外されたBさんの孤立感を踏まえて話し合うよう指導する。
- ③いじめであるかどうかの結論だけを話し合うのではなく、理由をしっかりと話し合うよう指導する。
- ④クラスメイトの意見をしっかりと聞いて、自分の意見を振り返って考えるよう指導する。

#### 【弁護士の視点】

個性を尊重し、多様な人を認めるように働きかける。SNSを利用する場合であっても、いじめは絶対に許されないことを理解させる。

#### 【弁護士からのワンポイントアドバイス】

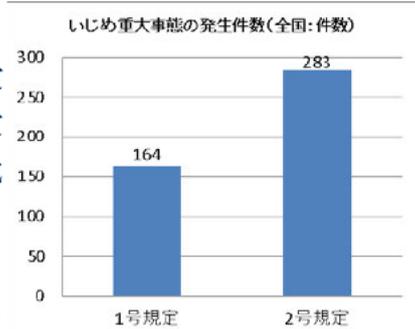
部活動などの集団では、上手下手や要領の良し悪しなど様々な差異がある人が集まっています。安易に仲間外れという手段をとろうとせず、差異を認め、改善して欲しいところを相手に伝えるようにしましょう。

また、SNSのみであっても、仲間外れはいじめになりますので、きちんとお互いがコミュニケーションをとって解決していくことが大切です。

#### 【関係法令や事例に基づくトピックス】

 いじめ防止対策推進法に規定される重大事態には、1号規定(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い)と2号規定(相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い)があり、平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、それぞれの発生状況は右図のとおりとなっています。

2号規定については、欠席の背景にいじめがあることが後でわかる場合もあるため、欠席に対しては早い段階から対応し、組織的に状況を把握することが大切です。



出典：平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づき作成

# III. 參考資料

## 三重県いじめ防止条例

### (目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 二 学校 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 三 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 四 保護者 親権を行う者、未成年後見人及び児童生徒を現に監護する者をいう。
- 五 いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- 六 事業者 営利又は非営利で事業を行う個人又は法人をいう。

### (基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを傍観することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになることを旨として行われなければならない。
- 4 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が最も重要であることを認識し、国、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(県の責務)

第5条 県は、第3条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて他の学校の設置者又はその他の関係者と連携するものとする。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、児童生徒一人ひとりについての理解を深め、教職員間における情報の共有を図るとともに協力体制を構築し学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処するものとする。

2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図るものとする。

3 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者と連携し、児童生徒がいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が主体的かつ自主的に行うものに対する支援を行うものとする。

4 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者に対するいじめの防止等の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、その監護する児童生徒がいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、当該児童生徒に対し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護する児童生徒の話を聞くとともに様子を見守り、当該児童生徒がいじめを受けた場合は適切にいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、県、市町、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第9条 県民及び事業者は、その居住する又は事業を行う地域において児童生徒を見守り、学校、家庭その他の関係者と連携し、児童生徒が健やかに成長し安心して生活できる環境づくりに努めるものとする。

2 県民及び事業者は、いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、県、市町、学校の設置者、その設置する学校又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に情報を提供するように努めるものとする。

(児童生徒の役割)

第10条 児童生徒は、自らを大切にするとともに一人ひとりの違いを理解し、互いを尊重するように努めるものとする。

2 児童生徒は、いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校の教職員、家族又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に相談するように努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(いじめ防止基本方針)

第12条 県は、法第十二条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下この条において「県いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 県は、いじめに関する状況の変化を踏まえて、必要があるときは県いじめ防止基本方針を変更するものとする。

3 県は、県いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、法第十三条の規定に基づき、保護者、地域住民等の協力を得て、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下この条において「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付けるとともに、学校評価の結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図るように努めるものとする。

3 学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表するものとする。

(いじめの防止等のための組織の活用)

第14条 県は、法第十四条第一項の規定に基づき設置する三重県いじめ問題対策連絡協議会における情報の交換及び研究の成果並びに同条第三項の規定に基づき設置する三重県いじめ対策審議会における調査及び研究の成果を、学校の設置者及びその設置する学校のいじめの防止等のための対策に活用できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、いじめを早期に発見し迅速に対応するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査、面談その他の必要な措置を講ずるとともに、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備するものとする。

2 県は、いじめの防止等に関する機関又は団体と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備するものとする。

3 学校の設置者、学校、県、いじめの防止等に関する機関又は団体その他関係者は、前二項の規定によりいじめに関する通報及び相談を受けた場合は、いじめに関する通報又は相談を行った者その他関係者の個人情報適切に保護するものとする。

(いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上)

第16条 県は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第17条 県は、児童生徒及び保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発を行うものとする。この場合において、インターネットを通じて送信される情報、とりわけソーシャルネットワーキングサービス等を利用して送信等される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の特性を踏まえるものとする。

2 県は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかの監視及びインターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備するものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童生徒に対して、インターネットの正しく安全な利用方法、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方及び態度の育成その他必要な教育を行うとともに、その保護者に対して必要な啓発を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第18条 県は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす重大な影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談及びいじめからの救済に関する制度等について広報その他の啓発を行うものとする。

2 いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、毎年4月及び11月をいじめ防止強化月間とする。

(学校相互間等の連携協力体制の整備)

第19条 県は、市町及び学校の設置者並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携し、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間等の連携及び協力に関する体制を整備するものとする。

(重大事態への対処)

第 20 条 学校の設置者及びその設置する学校は、法第二十八条第一項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同条（学校にあつては、法第 29 条第 1 項、法第 30 条第 1 項、法第 31 条第 1 項及び法第 32 条第 1 項）に規定する調査及び報告を適切かつ迅速に行うものとする。

2 県は、児童生徒又はその保護者から、学校の設置者及びその設置する学校が前項に規定する調査及び報告を適切に実施しない等の相談等を受けた場合には、当該学校の設置者及びその設置する学校による調査及び報告が適切かつ迅速に実施されるよう、当該学校の設置者及びその設置する学校への情報の提供等を行うものとする。

(知事による対処)

第 21 条 知事は、重大事態に係る調査結果の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法の規定により調査を行うことができる。

(学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力)

第 22 条 県は、学校法人（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人をいう。）、国立大学に附属して設置される学校を有する国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 2 項に規定する学校設置会社をいう。）及び高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。）の自主性を尊重し、必要に応じて、いじめの防止等のための対策に係る情報の提供その他の協力を行うものとする。

平成 30 年 4 月 1 日施行

# 三重県いじめ防止条例制定に関する子どもたちの声

## いじめをなくすためにできること

- ★ 一人ひとりの違いを理解する。
- ★ 見て見ぬふりをしない。
- ★ お互いを認め合う。
- ★ 自分も人も大切にする。

## 先生に協力してほしいこと

- ★ いじめられている人がいることに気づいてほしい。
- ★ ささいな変化やクラスの違和感に気づいてほしい。

## 条例(ルール)をつくらせたら

- ★ いじめを絶対にしない。
- ★ いじめをしてはいけないし、いじめられているのを見て見ぬふりをしてもいけない。
- ★ 24時間子どもが相談できる制度をつくる。
- ★ いじめを見つけたら報告・注意をする。
- ★ SNS等で他人を傷つける言動を禁じる。

## 家族に協力してほしいこと

- ★ 話を聞いてほしい。
- ★ 普段から子どもの様子を見てほしい。

## 地域の人に協力してほしいこと

- ★ いじめを見たら注意してほしい。
- ★ 自分の子じゃなくても見ていてほしい。

(キッズモニターアンケート(平成H29年8月3日～8月21日)(248名)  
児童生徒アンケート(平成29年9月1日～9月29日)(1,934名)より主な意見を抜粋)

## 自分や学校でできること

- ★ 学校で「いじめをなくすために」をテーマに討論会をもち、仲間意識をつくる。
- ★ 一人ひとりが周りの友達のことを「悩んでいないか」「何か変わったことがないか」などの変化を感じる目を持つ。

## 必要と感じるルール

- ★ 私たちは、見て見ぬふりをしない。
- ★ 私たちは、一人ひとりの個性を尊重し、認め合う。
- ★ 私たちは、LINEやSNSで悪口を言わない。
- ★ 保護者は、自分の子どもに、いじめについての教育をしていく。
- ★ 保護者は、子どもとの会話を増やし、毎日の学校での様子を聞く。
- ★ 大人は、子どもの見本となること。大人社会のいじめをなくすこと。
- ★ 大人は、いじめを絶対許さないという強い意識をもち、子どもを温かく見守る。
- ★ 学校は、定期的にいじめについて考える。
- ★ 先生は、クラスの状況を把握し、定期的に面談する。

(いじめの問題に対する意見提案(平成29年9月1日～10月6日)(26校)より主な意見を抜粋)

## 高校生意見交流会での意見

- ★ 一人ひとりの個性、カラーを大切に受け入れる。
- ★ 互いを尊重し互いを知る。
- ★ 大人が知らないふり、見ないふりをしない。
- ★ ルールで縛るのではなく自主的な行動を。
- ★ 行動する勇気が大事。

高校生意見交流会(平成H29年8月3日、41校70名参加)より主な意見を抜粋

**このような児童生徒のみなさんの声を参考に、「三重県いじめ防止条例」ができました。**

# いじめのない学校づくりのために、 自分たちでできることを考えてみませんか？

三重県教育委員会では、平成29年8月3日(木)、県内41校70人の高校生の参加を得て、高校生意見交流会を開催しました。

意見交流会では、弁護士の講義や助言を受けて、いじめのない学校づくりのために自分たちができることなどについて、高校生がグループ別に意見を出し合い、問題解決のための行動宣言として、「私たちの行動宣言」をまとめました。

## ◇「私たちの行動宣言」

**あ か い ろ み か ん**

### 参加生徒からの言葉

- ・ あいうえお作文になっていて覚えやすい
- ・ インパクトがあり、記憶に残る
- ・ 1つ1つの言葉に、納得ができる



### その他、主な「私たちの行動宣言」

- ・ 1日に聞こえる声で10人以上にあいさつする
- ・ お互いを知り、お互いを思いやる
- ・ 互いにあいさつや声かけを忘れず、仲間との絆を深めよう
- ・ 一人ひとりが意識を高くもつ
- ・ 思っていることを聞く、思っていることを伝える

**高校生の考えた「私たちの行動宣言」を参考に、自分ができることや、クラスの友だちとできることを考え、話し合ってみましょう。**

# 一人で悩まず相談しよう



保護者の方、担任の先生や養護の先生、

スクールカウンセラーなどに相談しましょう！

みんな、あなたの味方です

～ 困った時の相談窓口はこちら ～

いじめ電話相談 毎日24時間

TEL 059-226-3779

教育相談

月・水・金9:00~21:00、火・木9:00~17:00  
土日祝日、年末年始を除く

TEL 059-226-3729

三重県総合教育センターに設置されており、臨床心理士などの専門家が対応します。電話相談だけでなく、面接相談の予約もできます。

教育行政相談窓口

E-mail kyoiku@pref.mie.jp

子どもの人権110番

平日のみ 8:30~17:15

TEL 0120-007-110

子どもの人権 SOS-eメール(24時間受付)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

法務省の人権擁護委員が対応します。いじめ以外の相談もできます。保護者のみなさんからの相談にも対応します。

三重県警察

少年相談110番

月～金 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く

TEL 0120-41-7867 (よい(子)なやむな)

少年サポートセンター

月～金 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く

北勢少年サポートセンター(四日市南署内) TEL 059-354-7867

中勢少年サポートセンター(津署内) TEL 059-227-7867

南勢少年サポートセンター(伊勢署内) TEL 0596-24-7867

伊賀少年サポートセンター(名張署内) TEL 0595-64-7837

困ったその時、相談したいと思ったその時に、匿名でも気軽に相談できる電話相談です。

24時間子供SOSダイヤル

(文部科学省)

TEL 0120-0-78310

(なやみ言おう)

電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関(三重県総合教育センター)に接続します。毎日24時間対応します。

(平成28年4月より)

こどもほっとダイヤル

13:00~21:00

(12月29日から1月3日を除く)

TEL 0800-200-2555

18歳未満の子どもからの相談が対象です。

チャイルドラインMIE

月～土曜日 16:00~21:00

(12月29日から1月3日を除く)

TEL 0120-99-7777

指示しない指導しない

子どもの心を受け止める18歳までの子ども専用電話

みえ不登校支援ネットワーク

月～金曜日 9:30~17:30

TEL 059-213-1116

電話での完全予約制で、ご予約は事務局が受け付けています。(電話でのご相談はごさいませんのでご了承ください。)

三重弁護士会 こども弁護士ダイヤル

月～金曜日 9:00~12:00

13:00~17:00

TEL 059-224-7950 (なくこゼロ)

いじめ、体罰、虐待など、「子どもの人権問題」に関する、子どもからの相談を無料で受け付けています。専用電話番号で受付を行い、弁護士から折り返し電話します。三重県内に在住するか、三重県内の学校又は職場に通学・通勤されている方に限ります。

保護者のみなさんを中心に、子育て、発育に関する相談などに、専門家が対応します

三重県児童相談センター

北勢児童相談所 TEL 059-347-2030

中勢児童相談所 TEL 059-231-5666

南勢志摩児童相談所 TEL 0596-27-5143

(県伊勢庁舎2階)

伊賀児童相談所 TEL 0595-24-8060

(県伊賀庁舎4階)

紀州児童相談所 TEL 0597-23-3435

(県尾鷲庁舎2階)

電話相談だけでなく、面接相談の予約もできます。

子ども家庭相談

毎日 13:00~21:00

(12月29日~1月3日を除く)

TEL 059-233-1425

年末年始以外、休日も相談できます。

※平成26年4月1日から、県内5か所に設置されていた窓口が、県内1か所に変更になりました。

一般外来相談(津少年鑑別所)

月～金 9:00~16:00 TEL 059-228-3556

青少年が抱える悩みについて、本人や家族などからの相談に応じています。

三重県教育委員会

平成29年度いじめ対策・不登校支援等推進事業運営協議会 委員

(スクールロイヤーの活用に関する調査研究)

(五十音順、敬称略)

- 伊 藤 正 朗 (三重弁護士会推薦弁護士)  
川 森 薫 (四日市市教育委員会事務局指導課課付主幹)  
劔 山 成 実 (南伊勢町教育委員会事務局学校教育係長)  
(委員長) 瀬 戸 美奈子 (国立大学法人三重大学教養教育機構教授)  
田 上 清 乃 (三重弁護士会推薦弁護士)  
田 淵 元 章 (三重県立津工業高等学校校長)  
中須賀 友 亮 (三重弁護士会推薦弁護士)  
福 島 良 和 (名張市教育委員会事務局学校教育室指導主事 (参事))

